

## 平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について

《調査の対象》	○都内の公立小学校	1,280校	(児童総数	584,706人)
	○都内の公立中学校	624(1)校	(生徒総数	227,798人)
	○都内の公立高等学校	192校	(生徒総数	138,489人)
	○都内の公立特別支援学校	62校	(児童・生徒総数	12,524人)

## 《目次》

第I章	小学校・中学校・高等学校における暴力行為の状況	
1	調査について	2
2	調査結果の概要	2
3	東京都教育委員会の取組	2
4	今後の対応	2
5	資料	
(1)	暴力行為の発生状況	3
(2)	対教師暴力の発生状況	3
(3)	生徒間暴力の発生状況	3
(4)	対人暴力の発生状況	3
(5)	器物損壊の発生状況	4
(6)	暴力行為の学年・男女別加害児童・生徒数	4
(7)	暴力行為の発生学校数・発生件数の推移	5
第II章	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況	
1	調査について	6
2	調査結果の概要	6
3	東京都教育委員会の取組	6
4	今後の対応	6
5	資料	
(1)	いじめの認知状況	7
(2)	いじめの認知件数の学年別・男女別内訳	8
(3)	いじめの発見のきっかけ	8
(4)	いじめられた児童・生徒の相談状況	9
(5)	いじめの態様	9
(6)	いじめる児童・生徒への特別な対応	10
(7)	いじめられた児童・生徒への特別な対応	10
(8)	学校におけるいじめの問題に対する日常の取組	11
(9)	いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法	12
(10)	いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事項」について	13
第III章	小学校・中学校における長期欠席の状況	
1	調査について	14
2	調査結果の概要	14
3	東京都教育委員会の取組	14
4	今後の対応	14
5	資料	
(1)	長期欠席者数の推移	15
(2)	理由別長期欠席者数の推移	15
(3)	不登校の発生状況	16
(4)	不登校児童・生徒数の推移	16

※都内の公立小学校には、義務教育学校の前期課程を含む。  
 ※都内の公立中学校には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む。  
 なお、( )内の数値は、分校で内数である。  
 ※都内の公立高等学校には、都立中等教育学校・千代田区立九段中等教育学校の後期課程を含む。

(5)	不登校児童・生徒の欠席期間別内訳	16
(6)	不登校児童・生徒の学年別内訳	16
(7)	不登校児童・生徒への指導結果の状況	16
(8)	不登校の要因	17
(9)	相談・指導等を受けた学校内外の機関等	18
	【参考】不登校児童・生徒数の推移、不登校出現率、学校復帰率	19

## 第IV章 高等学校における長期欠席の状況

1	調査について	20
2	調査結果の概要	20
3	東京都教育委員会の対応	20
4	資料	
(1)	長期欠席者数の推移	21
(2)	長期欠席理由別の推移	21
(3)	学年別長期欠席理由	22
(4)	不登校生徒数の推移	23
(5)	不登校の要因	24

## 第V章 高等学校における中途退学者数等の状況

1	調査について	25
2	調査結果の概要	25
3	東京都教育委員会の対応	25
4	資料	
(1)	都立高等学校中途退学者の状況・推移	26
(2)	都立高等学校中途退学者の理由別・学年別・年度別内訳	27
(3)	都立高等学校中途退学者数・退学率の推移	28
(4)	都立高等学校原級留置者の状況・推移	29

## 第VI章 小学校・中学校・高等学校における自殺の状況

1	資料	
(1)	自殺に係る調査を実施した件数	30

## 第VII章 出席停止の措置の状況

1	資料	
(1)	出席停止の措置が採られた小中学校数	30

## 第 4 章 小学校・中学校・高等学校における暴力行為の状況

### 1 調査について

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」(教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。 )、「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る。 )、「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。 )、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

なお、本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が次の例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て調査対象とすること。

「対教師暴力」の例：教師の胸ぐらをつかんだ。

指導されたことに激高して教師の足をけった。

「生徒間暴力」の例：同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。

双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。

「対人暴力」の例：学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり、蹴ったりした。

「器物損壊」の例：補修を要する落書きをした。

学校備品(カーテン、掃除用具等)を故意に壊した。

### 2 調査結果の概要

文中の( )内は平成 29 年度調査の数値である。

暴力行為には、いじめに伴って発生したものも含まれる。

- (1) 学校の管理下で発生した暴力行為は、小学校では全体の 16.6%(13.3%)にあたる 213 校(170校)で924件(707件)、中学校では全体の 42.5%(40.0%)にあたる 265校(250校)で1,537件(1,363件)、高等学校では全体の 4.7%(3.6%)にあたる 9 校(7 校)で 10 件(9 件)発生している。

学校の管理下以外で発生した暴力行為は、小学校では全体の 2.6%(1.4%)にあたる 33 校(18 校)で 59 件(53 件)、中学校では全体の 7.7%(8.2%)にあたる 48 校(51 校)で 56 件(75 件)、高等学校で全体の 3.6%(5.2%)にあたる 7 校(10 校)で 10 件(10 件)発生している。

- (2) 学校の管理下で発生した対教師暴力は、小学校では全体の 6.6%(4.4%)にあたる 84 校(57 校)で 222 件(176 件)、中学校では全体の 12.8%(13.1%)にあたる 80 校(82 校)で 148 件(163 件)、高等学校では全体の 1.0%(1.6%)にあたる 2 校(3 校)で 3 件(3 件)発生している。

学校の管理下以外で発生した対教師暴力は、小学校、中学校、高等学校での発生はなかった。

- (3) 学校の管理下で発生した生徒間暴力は、小学校では全体の 11.3%(9.8%)にあたる 145 校(126 校)で 482 件(397 件)、中学校では全体の 35.6%(29.0%)にあたる 222 校(181 校)で 967 件(780 件)、高等学校では全体の 3.6%(2.1%)にあたる 7 校(4 校)で 7 件(5 件)発生している。

学校の管理下以外で発生した生徒間暴力は、小学校では全体の 2.5%(1.1%)にあたる 32 校(14 校)で 53 件(30 件)、中学校では全体の 4.3%(4.8%)にあたる 27 校(30 校)で 29 件(43 件)、高等学校では全体の 2.1%(2.6%)にあたる 4 校(5 校)で 5 件(5 件)発生している。

- (4) 学校の管理下で発生した対人暴力は、小学校では全体の 0.8%(0.2%)にあたる 10 校(3 校)で 49 件(3 件)、中学校では全体の 0.5%(0.5%)にあたる 3 校(3 校)で 6 件(5 件)、高等学校での発生はなかった。

学校の管理下以外で発生した対人暴力は、小学校では全体の 0.2%(0.5%)にあたる 3 校(6 校)で 6 件(21 件)、中学校では全体の 3.5%(3.7%)にあたる 22 校(23 校)で 27 件(31 件)、高等学校では全体の 1.6%(2.6%)にあたる 3 校(5 校)で 5 件(5 件)発生している。

- (5) 器物損壊は、小学校では全体の 5.4%(4.2%)にあたる 69 校(54 校)で 171 件(131 件)、中学校では全体の 21.0%(24.5%)にあたる 131 校(153 校)で 416 件(415 件)、高等学校での発生はなかった。

- (6) 暴力行為の加害児童・生徒数を男女別に見ると男子が、小学校では 691 人(488 人)、中学校では 1,624 人(1,463 人)、高等学校では 20 人(17 人)である。女子は、小学校では 31 人(56 人)、中学校では 64 人(38 人)、高等学校では 4 人(6 人)である。

- (7) 暴力行為の加害児童・生徒数を学年別にみると、小学校では 6 年生 221 人(5 年生 165 人)、中学校では 1 年生 648 人(2 年生 580 人)、高等学校では 1 年生が 15 人(1 年生 10 人)で最も多い。

- (8) 小学校、中学校では、昨年度と比較して、発生学校数、発生件数ともに増加した。特定の児童・生徒が暴力行為を繰り返す事案が複数見られる。

- (9) 高等学校では、昨年度と比較すると発生学校数が減少し、発生件数が増加した。

### 3 東京都教育委員会の取組

- (1) 東京都教育委員会は、暴力行為を未然に防止し、「人権尊重の精神」を指導の基本とし、児童・生徒に対するきめ細かな生活指導の徹底が図られるよう、区市町村教育委員会及び学校への指導・助言を行っている。

- (2) 「生活指導担当指導主事連絡会」、「生活指導担当者連絡会」、「スクールカウンセラー配置校連絡会」などにおいて、区市町村教育委員会や学校と連携して指導の充実を図っている。

- (3) 区市町村教育委員会及び都立学校に対して、生活指導にかかわる通知を发出し、問題行動等の再発防止を徹底している。

平成 21 年度に犯罪防止・犯罪被害者防止教材 DVD「STOP!それは犯罪だと気付いていますか」を制作。都内全公立小・中・高等学校及び特別支援学校等に配布し、授業で活用できるようにした。平成 23 年度には、生活指導研修資料「暴力行為のない学校づくりに向けて」を作成。公立学校全教員に配布し、校内研修で活用できるようにした。また、平成 27 年度には、暴力行為に対する指導事例を含む教師用指導資料「規範意識の育成に向けて」を作成。全都立高等学校に配布し、生活指導における組織的対応の推進を図った。

- (4) 全公立学校において、毎年度、暴力行為を含む児童・生徒の非行防止・犯罪被害防止を目的に、家庭・地域・関係機関と連携して「セーフティ教室」を実施している。

- (5) 学校と地域や関係機関との緊密な連携の下に個々の問題行動の事例に対応する「学校サポートチーム」を、都内全公立学校に設置し、学校を支援する体制を確立している。

- (6) 児童・生徒が自分の感情をコントロールする力を育成できるようにすることを目的としたスクールカウンセラー連絡会を開催し、参加したスクールカウンセラーが講師となって、校内研修を実施した。

### 4 今後の対応

- (1) 区市町村教育委員会が管下の学校において、暴力傾向のある児童・生徒の実態を把握し、適切な指導・助言ができるよう効果的な取組事例等を周知する。

- (2) 学校が暴力傾向のある児童・生徒に対する組織的な対応を強化するとともに、関係機関等と連携した支援体制を構築できるよう、「学校サポートチーム」の機能の明確化や効果的な活用について周知・徹底を図る。

- (3) 暴力行為を繰り返す児童・生徒へ適切な指導及び必要に応じた関係機関等との連携等について、区市町村教育委員会の担当者や校長等を対象に、情報の共有化を図るなどして、学校における対応力の向上を図る。

5 資料

( 1 ) 暴力行為の発生状況 (表1-1)

項目 校種	項目		発生学校数 (B)	発生率(%) B/A×100	発生件数 (C)	1校当たりの 件数 C/A
	学校数 (A)	区分				
小学校	1,280	学校の管理下	213	16.6	924	0.722
		学校の管理下以外	33	2.6	59	0.046
中学校	624	学校の管理下	265	42.5	1,537	2.463
		学校の管理下以外	48	7.7	56	0.090
高等学校	192	学校の管理下	9	4.7	10	0.052
		学校の管理下以外	7	3.6	10	0.052

( 2 ) 対教師暴力の発生状況 (表1-2)

項目 校種	項目		発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数	被害教師数
	学校数	区分				
小学校	1,280	学校の管理下	84 ( 6.6 )	222 ( 0.173 )	121 ( 0.55 )	186 ( 0.84 )
		学校の管理下以外	0 ( 0.0 )	0 ( 0.000 )	0 ( 0.00 )	0 ( 0.00 )
中学校	624	学校の管理下	80 ( 12.8 )	148 ( 0.237 )	135 ( 0.91 )	165 ( 1.11 )
		学校の管理下以外	0 ( 0.0 )	0 ( 0.000 )	0 ( 0.00 )	0 ( 0.00 )
高等学校	192	学校の管理下	2 ( 1.0 )	3 ( 0.016 )	3 ( 1.00 )	3 ( 1.00 )
		学校の管理下以外	0 ( 0.0 )	0 ( 0.000 )	0 ( 0.00 )	0 ( 0.00 )

表中の( )は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数、被害教師数欄が被害教師数/発生件数を表す。

( 3 ) 生徒間暴力の発生状況 (表1-3)

項目 校種	項目		発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数	被害児童・生徒数
	学校数	区分				
小学校	1,280	学校の管理下	145 ( 11.3 )	482 ( 0.377 )	385 ( 0.80 )	450 ( 0.93 )
		学校の管理下以外	32 ( 2.5 )	53 ( 0.041 )	43 ( 0.81 )	54 ( 1.02 )
中学校	624	学校の管理下	222 ( 35.6 )	967 ( 1.550 )	1088 ( 1.13 )	946 ( 0.98 )
		学校の管理下以外	27 ( 4.3 )	29 ( 0.046 )	40 ( 1.38 )	35 ( 1.21 )
高等学校	192	学校の管理下	7 ( 3.6 )	7 ( 0.036 )	8 ( 1.14 )	7 ( 1.00 )
		学校の管理下以外	4 ( 2.1 )	5 ( 0.026 )	8 ( 1.60 )	12 ( 2.40 )

表中の( )は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数、被害児童・生徒数欄が被害児童・生徒数/発生件数を表す。

( 4 ) 対人暴力の発生状況 (表1-4)

項目 校種	項目		発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数	被害者数
	学校数	区分				
小学校	1,280	学校の管理下	10 ( 0.8 )	49 ( 0.038 )	18 ( 0.37 )	59 ( 1.20 )
		学校の管理下以外	3 ( 0.2 )	6 ( 0.005 )	7 ( 1.17 )	3 ( 0.50 )
中学校	624	学校の管理下	3 ( 0.5 )	6 ( 0.010 )	11 ( 1.83 )	11 ( 1.83 )
		学校の管理下以外	22 ( 3.5 )	27 ( 0.043 )	29 ( 1.07 )	26 ( 0.96 )
高等学校	192	学校の管理下	0 ( 0.0 )	0 ( 0.000 )	0 ( 0.00 )	0 ( 0.00 )
		学校の管理下以外	3 ( 1.6 )	5 ( 0.026 )	5 ( 1.00 )	5 ( 1.00 )

表中の( )は、発生学校数欄が発生学校数/学校数×100(%)、発生件数欄が発生件数/学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数/発生件数、被害者数欄が被害者数/発生件数を表す。  
加害者は児童・生徒。被害者は一般の人、他の校種等の児童・生徒。

## ( 5 ) 器物損壊の発生状況

(表1-5)

項目	校種	学校数	発生学校数	発生件数	加害児童・生徒数
	小学校	1,280	69 ( 5.4 )	171 ( 0.13 )	148 ( 0.87 )
	中学校	624	131 ( 21.0 )	416 ( 0.67 )	385 ( 0.93 )
	高等学校	192	0 ( 0.0 )	0 ( 0.00 )	0 ( 0.00 )

表中の( )は、発生学校数欄が発生学校数 / 学校数 × 100(%)、発生件数欄が発生件数 / 学校数、加害児童・生徒数欄が加害児童・生徒数 / 発生件数を表す。

## ( 6 ) 暴力行為の学年・男女別加害児童・生徒数

[単位：人]

(表1-6)

区分	1年生				2年生				3年生				4年生			
	(1)男		(2)女		(3)男		(4)女		(5)男		(6)女		(7)男		(8)女	
小学校計	42	( 6.1 )	3	( 9.7 )	75	( 10.9 )	6	( 19.4 )	75	( 10.9 )	3	( 9.7 )	135	( 19.5 )	3	( 9.7 )
中学校計	615	( 37.9 )	33	( 51.6 )	607	( 37.4 )	16	( 25.0 )	402	( 24.8 )	15	( 23.4 )				
高等学校計	13	( 65.0 )		( )	3	( 15.0 )		( )	4	( 20.0 )		( )	0	( 0.0 )	0	( 0.0 )
区分	5年生				6年生				合計							
	(9)男		(10)女		(11)男		(12)女		(13)男		(14)女		(15)計			
小学校計	150	( 21.7 )	9	( 29.0 )	214	( 31.0 )	7	( 22.6 )	691	( 95.7 )	31	( 4.3 )	722			
中学校計									1624	( 96.2 )	64	( 3.8 )	1688			
高等学校計									20	( 83.3 )	4	( 16.7 )	24			
									合計	2335	( 95.9 )	99	( 4.1 )	2434		

表中の( )内(1)～(12)は、該当する男女別児童・生徒数 / 男女別加害児童・生徒区分別総数 × 100(%)を表す。

表中の( )内(13)～(14)は、該当する男女別児童・生徒数 / 加害児童・生徒区分別総数 × 100(%)を表す。

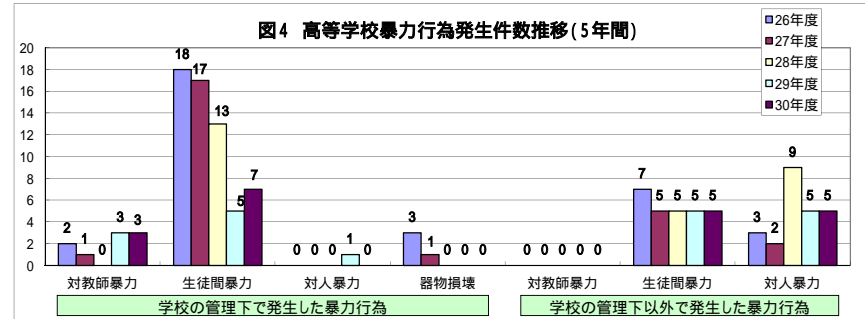
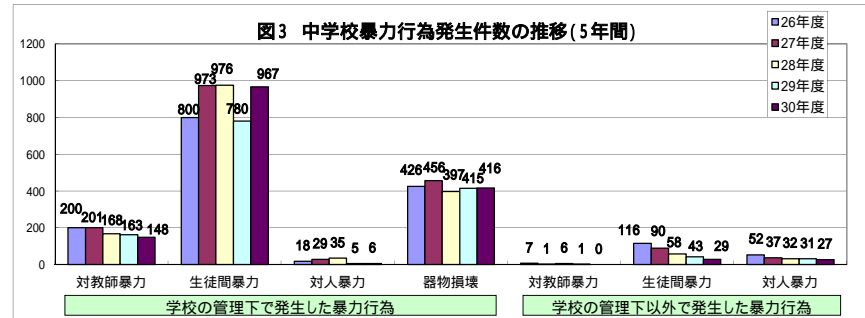
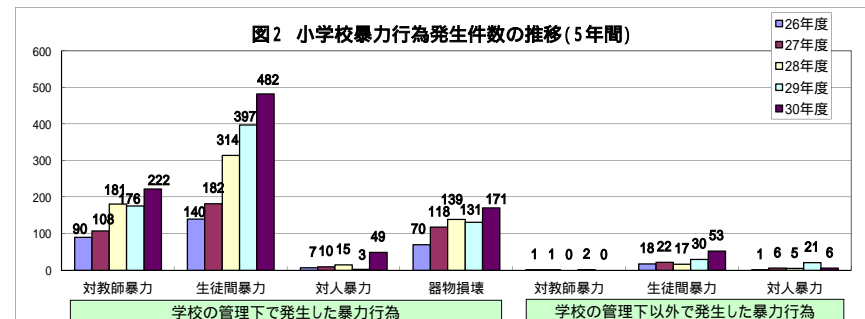
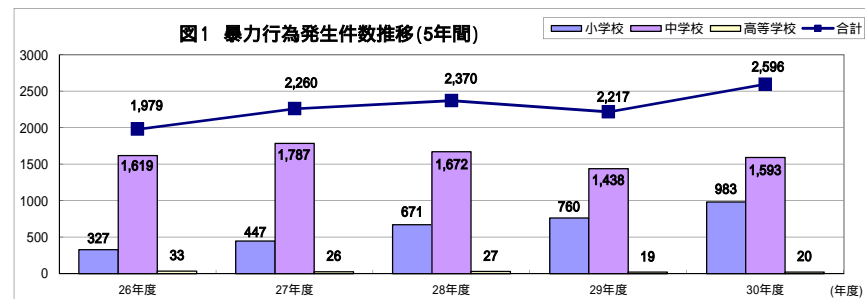
(7) 暴力行為の発生学校数・発生件数の推移

(表1-7)

形態	校種	年度	学校総数	学校の管理下			学校の管理下以外		
				発生学校数	発生率	発生件数	発生学校数	発生率	発生件数
対教師暴力	小学校	26年度	1,296	41	3.2	90	1	0.1	1
		27年度	1,292	65	5.0	108	1	0.1	1
		28年度	1,286	64	5.0	181	0	0.0	0
		29年度	1,282	57	4.4	176	1	0.1	2
		30年度	1,280	84	6.6	222	0	0.0	0
	中学校	26年度	629	86	13.7	200	6	1.0	7
		27年度	627	98	15.6	201	1	0.2	1
		28年度	626	86	13.7	168	4	0.6	6
		29年度	625	82	13.1	163	1	0.2	1
		30年度	624	80	12.8	148	0	0.0	0
	高等学校	26年度	194	2	1.0	2	0	0.0	0
		27年度	192	1	0.5	1	0	0.0	0
28年度		192	0	0.0	0	0	0.0	0	
29年度		192	3	1.6	3	0	0.0	0	
30年度		192	2	1.0	3	0	0.0	0	
生徒間暴力	小学校	26年度	1,296	57	4.4	140	12	0.9	18
		27年度	1,292	82	6.3	182	17	1.3	22
		28年度	1,286	84	6.5	314	11	0.9	17
		29年度	1,282	126	9.8	397	14	1.1	30
		30年度	1,280	145	11.3	482	32	2.5	53
	中学校	26年度	629	184	29.3	800	72	11.4	116
		27年度	627	212	33.8	973	51	8.1	90
		28年度	626	208	33.2	976	42	6.7	58
		29年度	625	181	29.0	780	30	4.8	43
		30年度	624	222	35.6	967	27	4.3	29
	高等学校	26年度	194	14	7.2	18	7	3.6	7
		27年度	192	17	8.9	17	5	2.6	5
		28年度	192	13	6.8	13	5	2.6	5
		29年度	192	4	2.1	5	5	2.6	5
		30年度	192	7	3.6	7	4	2.1	5
対人暴力	小学校	26年度	1,296	3	0.2	7	1	0.1	1
		27年度	1,292	7	0.5	10	4	0.3	6
		28年度	1,286	8	0.6	15	5	0.4	5
		29年度	1,282	3	0.2	3	6	0.5	21
		30年度	1,280	10	0.8	49	3	0.2	6
	中学校	26年度	629	10	1.6	18	29	4.6	52
		27年度	627	12	1.9	29	28	4.5	37
		28年度	626	8	1.3	35	22	3.5	32
		29年度	625	3	0.5	5	23	3.7	31
		30年度	624	3	0.5	6	22	3.5	27
	高等学校	26年度	194	0	0.0	0	2	1.0	3
		27年度	192	0	0.0	0	2	1.0	2
		28年度	192	0	0.0	0	9	4.7	9
		29年度	192	1	0.5	1	5	2.6	5
		30年度	192	0	0.0	0	3	1.6	5
器物損壊	小学校	26年度	1,296	26	2.0	70			
		27年度	1,292	50	3.9	118			
		28年度	1,286	61	4.7	139			
		29年度	1,282	54	4.2	131			
		30年度	1,280	69	5.4	171			
	中学校	26年度	629	126	20.0	426			
		27年度	627	150	23.9	456			
		28年度	626	137	21.9	397			
		29年度	625	153	24.5	415			
		30年度	624	131	21.0	416			
	高等学校	26年度	194	1	0.5	3			
		27年度	192	1	0.5	1			
		28年度	192	0	0.0	0			
		29年度	192	0	0.0	0			
		30年度	192	0	0.0	0			

発生率 = 発生学校数 / 学校総数 × 100 (%)

平成26年度までは「学校の管理下」は「学校内」、「学校の管理下以外」は「学校外」である。



平成26年度までは「学校の管理下」は「学校内」、「学校の管理下以外」は「学校外」である。

## 第 4 章 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況

### 1 調査について

平成 25 年度から、いじめ防止対策推進法の規定により、次のように定義されている。

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### 2 調査結果の概要

( )内数値は、平成 29 年度結果

(1) いじめの認知状況は、小学校では全体の 93.4% (82.8 %) にあたる 1,195 校 (1,062 校) で 45,192 件 (25,837 件)、中学校では全体の 92.8% (84.3 %) にあたる 579 校 (527 校) で 6,482 件 (5,017 件)、高等学校では全体の 37.6% (31.2%) にあたる 89 校 (74 校) で 201 件 (147 件)、特別支援学校では全体の 17.7% (14.5%) にあたる 11 校 (9 校) で 37 件 (48 件) 認知されている。

解消しているいじめの件数は、小学校では認知件数の 83.2% (86.9%) にあたる 37,599 件 (22,451 件)、中学校では 84.1% (87.3%) にあたる 5,454 件 (4,382 件)、高等学校では 93.0% (94.6%) にあたる 187 件 (139 件)、特別支援学校では 78.4% (68.8 %) にあたる 29 件 (33 件) である。

(2) いじめの認知件数を学年別にみると、小学校では 1 年生が 21.2% (19.9%) にあたる 9,571 件 (5,130 件)、中学校では 1 年生が 50.2% (50.2%) にあたる 3,251 件 (2,520 件)、高等学校では 1 年生が 50.7% (63.9%) にあたる 102 件 (94 件) で最も多い。

(3) いじめ発見のきっかけは、小学校、中学校、高等学校では「アンケート調査など学校の取組により発見」が最も多い。特別支援学校では「本人からの訴え」が最も多い。

(4) いじめられた児童・生徒の相談状況は、「学級担任に相談」が、小学校 40,364 件 (22,605 件)、中学校 5,264 件 (4,178 件)、高等学校 147 件 (89 件)、特別支援学校 26 件 (43 件) で最も多い。また、「誰にも相談していない」は、小学校 1,697 件 (794 件)、中学校 184 件 (170 件)、高等学校 11 件 (8 件)、特別支援学校 1 件 (0 件) で、合計は 1893 件 (972 件) であり、昨年度より 921 件増えている。

(5) いじめの態様は、全校種で「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多い。次いで、小学校、中学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」の順となっている。高等学校では「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」の順となっている。特別支援学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、次いで「ひどくぶつかられたり、蹴られたりする」、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」が同件の順となっている。

(6) いじめる児童・生徒への特別な対応は、小学校では「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」が最も多い。次いで「保護者への報告」、「別室指導」の順となっている。中学校では「保護者への報告」が最も多く、次いで「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」、「別室指導」の順である。高等学校では「保護者への報告」が最も多く、次いで「校長、副校長が指導」、「別室指導」の順である。特別支援学校では「保護者への報告」、「別室指導」、「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導」の順となっている。

(7) いじめられた児童・生徒への特別な対応は、小学校、中学校、高等学校では「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う」が最も多い。これに次いで小学校、中学校では「別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保」、高等学校では「当該いじめについて、教育委員会と連携した対応(サポートチームなども含む)」の順となっている。特別支援学校では「別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保」が最も多く、これに次いで「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う」の順となっている。

(8) 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組として、「職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った」、「いじめの問題に関する校内研修会を実施した」、「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った」、「教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った」、「学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた」、「学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った」、「学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した」の項目は、全校で取り組んでいる。

(9) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法では、全ての校種で「アンケート調査の実施」が最も多い。次いで「個別面談の実施」となっている。

### 3 東京都教育委員会の取組

(1) 年 2 回、都内全公立学校で「ふれあい(いじめ防止強化)月間」を設定し、いじめ防止に向けた取組の充実を図るとともに、都独自のいじめに関する調査等を通して、各学校が、自校のいじめ防止対策の成果や課題に自ら気づき、P D C A サイクルの中で改善を図るという仕組みの構築を図った。

(2) 都内全公立小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、いじめの未然防止、早期発見のため、小学校 5 年生、中学校 1 年生、高校 1 年生を対象に全員面接を行っている。

(3) 平成 29 年 2 月に「東京都教育委員会いじめ総合対策【第 2 次】」を策定し、見逃しがちな軽微ないじめの具体例や重大性の段階に応じた対応等に加え、いじめの認知件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしないことについて周知・徹底を図った。

(4) 同対策において、いじめの事例と刑罰法規の関連を示し、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、所轄警察署と連携して対処するよう明記した。

(5) 各学校において年 3 回以上のアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めている。また、「いじめ相談ホットライン」による 24 時間の電話相談(フリーダイヤル)、メール相談、来所相談等に加え、「相談ほっと LINE@東京」による SNS 相談を実施し、児童・生徒や保護者がより相談しやすい環境を整えている。

(6) 「『考えよう!いじめ・SNS@Tokyo』ウェブページ及びアプリの活用」など、教育相談体制の一層の充実を図った。

(7) 平成 30 年 2 月に、「S O S の出し方に関する教育を推進するための指導資料」を作成し、都内全公立学校に配布するとともに、本教材を使用又は活用した授業を各校種いずれかの学年で年間 1 単位以上実施するよう周知・徹底を図っている。

### 4 今後の対応

(1) 全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し、学校いじめ対策委員会における多角的な検証により、いじめを確実に認知できるようにする。

(2) 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第 2 次】」に基づき、「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にして、全ての教職員がこの委員会への報告・連絡を欠かさず行うことにより、あらゆるいじめに対する組織的な対応を実現する。

(3) 「ふれあい(いじめ防止強化)月間」の際に実施する都独自のいじめに関する調査等を通して、各学校が自校のいじめ防止対策の成果や課題を把握するとともに、「学校いじめ防止基本方針」を見直し、改善していくことができるよう指導・助言を行う。

(4) 日常から全ての保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝え、信頼関係のもとに理解と協力を得られるように努める。

(5) 子供たちの多様性や互いのよさを認め合う態度の育成に加え、子供たちがいじめを自分たちの問題として捉え、「いじめをなくすためにどうすればよいか」について、自ら考え、話し合い、行動できるようにするための取組を推進する。

(6) 「S O S の出し方に関する教育」を都内全公立学校で推進し、子供に対して、悩みや不安がある場合は、身近にいる信頼できる大人や友達に相談するよう指導を繰り返すとともに、教職員が S O S を受け止め、支援することができるよう対応力の向上を図る。

5 資料

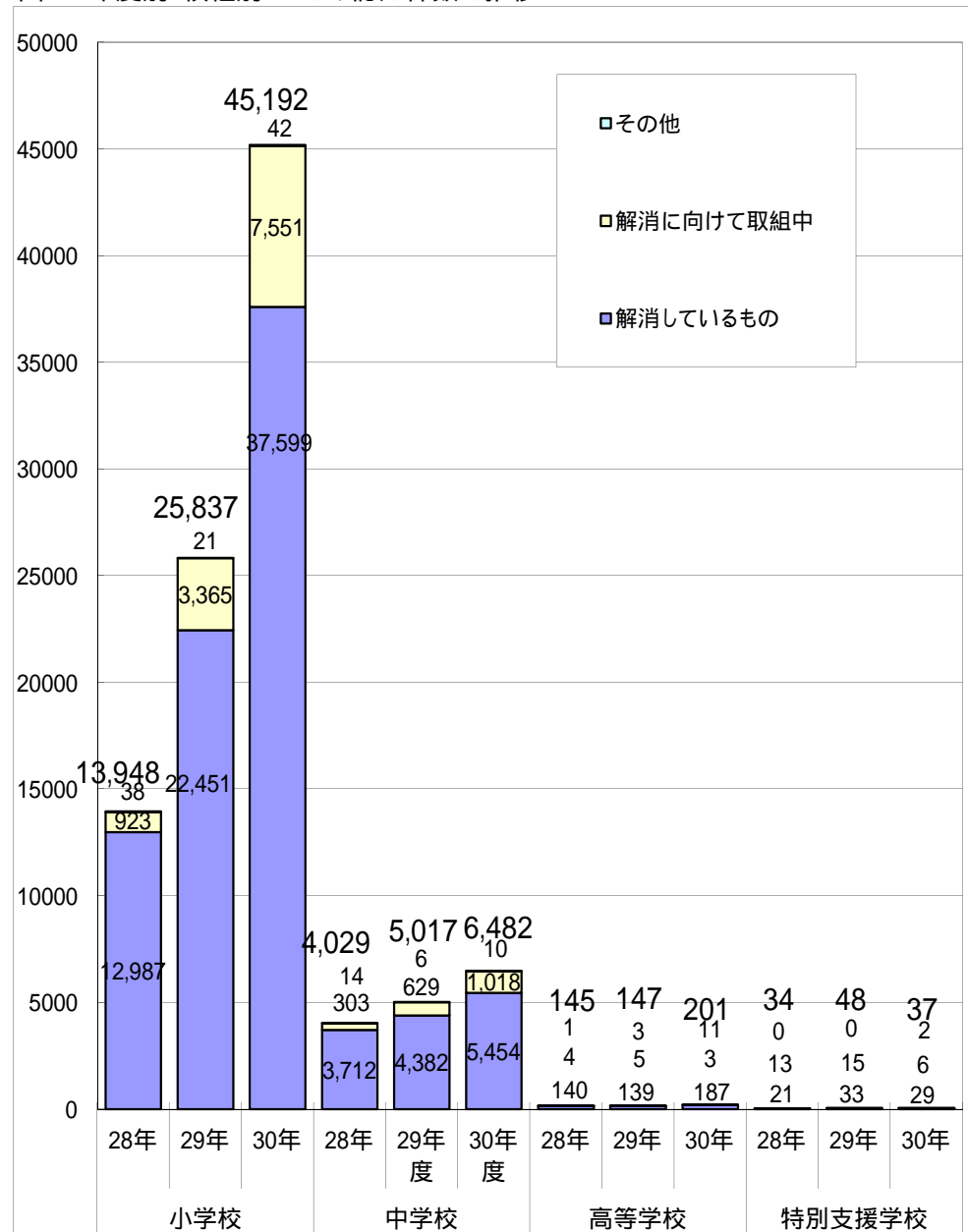
(1) いじめの認知状況(平成30年度)

(表2-1)

項目	校種					計
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校		
認知状況	学校総数(A)	1,280 〔1,282〕	624 〔625〕	237 〔237〕	62 〔62〕	2,203 〔2,206〕
	認知学校数(B)	1,195 〔1,062〕	579 〔527〕	89 〔74〕	11 〔9〕	1,874 〔1,672〕
	認知件数(C)	45,192 〔25,837〕	6,482 〔5,017〕	201 〔147〕	37 〔48〕	51,912 〔31,049〕
	認知学校率 B/A×100	93.4 〔82.8〕	92.8 〔84.3〕	37.6 〔31.2〕	17.7 〔14.5〕	85.1 〔75.3〕
	1校当たり件数 C/A (件)	35.3 〔20.2〕	10.4 〔8.0〕	0.8 〔0.6〕	0.6 〔0.8〕	23.6 〔14.1〕
現在の状況	解消しているもの	37,599 〔22,451〕	5,454 〔4,382〕	187 〔139〕	29 〔33〕	43,269 〔27,005〕
	(解消率%)	83.2 〔86.9〕	84.1 〔87.3〕	93.0 〔94.6〕	78.4 〔68.8〕	83.4 〔87.0〕
	解消に向けて取組中	7,551 〔3,365〕	1,018 〔629〕	3 〔5〕	6 〔15〕	8,578 〔4,014〕
	(%)	16.7 〔13.0〕	15.7 〔12.5〕	1.5 〔3.4〕	16.2 〔31.3〕	16.5 〔12.9〕
	その他	42 〔21〕	10 〔6〕	11 〔3〕	2 〔0〕	65 〔30〕
	(%)	0.1 〔0.1〕	0.2 〔0.1〕	5.5 〔2.0〕	5.4 〔0.0〕	0.1 〔0.1〕

〔 〕内は昨年度の数値を表している。  
 高等学校の「学校総数」は、課程数の合計である。  
 平成28年度調査から「一定の解消が図られたが、継続支援中」の項目が削除された。

図5 年度別・校種別 いじめ認知件数の推移



(2) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳 [単位：件] (表2-2)

学年	校種	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)	(件)	割合 (%)
計	男子	25,522	56.5	3,870	59.7	106	52.7	27	73.0	29,525	56.9
	女子	19,670	43.5	2,612	40.3	95	47.3	10	27.0	22,387	43.1
	計	45,192	100.0	6,482	100.0	201	100.0	37	100.0	51,912	100.0
1年生	男子	5,400	11.9	1,992	30.7	61	30.3				
	女子	4,171	9.2	1,259	19.4	41	20.4				
	計	9,571	21.2	3,251	50.2	102	50.7				
2年生	男子	4,942	10.9	1,265	19.5	34	16.9				
	女子	3,769	8.3	883	13.6	42	20.9				
	計	8,711	19.3	2,148	33.1	76	37.8				
3年生	男子	4,691	10.4	613	9.5	9	4.5				
	女子	3,573	7.9	470	7.3	12	6.0				
	計	8,264	18.3	1,083	16.7	21	10.4				
4年生	男子	4,389	9.7			2	1.0				
	女子	3,378	7.5			0	0.0				
	計	7,767	17.2			2	1.0				
5年生	男子	3,479	7.7								
	女子	2,675	5.9								
	計	6,154	13.6								
6年生	男子	2,621	5.8								
	女子	2,104	4.7								
	計	4,725	10.5								

高等学校定時制4年生以上は、4年生として取り扱う。  
割合は、該当する人数/いじめの認知件数×100(%)

(3) いじめの発見のきっかけ [単位：件] (表2-3)

発見	校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
		(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
学校の教職員等が発見		34,313 (75.9)	3,745 (57.8)	116 (57.7)	18 (48.6)	38,192 (73.6)
内訳	学級担任が発見	5,044	706	22	7	5,779
	学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	514	324	6	3	847
	養護教諭が発見	104	37	0	0	141
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	182	17	1	0	200
	アンケート調査など学校の取組により発見	28,469	2,661	87	8	31,225
学校の教職員以外からの情報により発見	10,879 (24.1)	2,737 (42.2)	85 (42.3)	19 (51.4)	13,720 (26.4)	
内訳	本人からの訴え	6,772	1,578	55	13	8,418
	当該児童・生徒(本人)の保護者からの訴え	2,721	746	15	2	3,484
	児童・生徒(本人を除く)からの情報	973	303	10	2	1,288
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	351	90	1	2	444
	地域住民からの情報	17	9	1	0	27
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	22	4	1	0	27
	その他(匿名による投書など)	23	7	2	0	32
計	45,192	6,482	201	37	51,912	

( )内は、該当する件数/いじめの認知件数×100(%)



(4) いじめられた児童・生徒の相談状況 [単位：件] (表2-4)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
学級担任に相談	40,364 ( 89.3 )	5,264 ( 81.2 )	147 ( 73.1 )	26 ( 70.3 )	45,801 ( 88.2 )
学級担任以外の教職員に相談 (養護教諭、スクールカウンセラー等の 相談員を除く)	1,889 ( 4.2 )	1,145 ( 17.7 )	58 ( 28.9 )	8 ( 21.6 )	3,100 ( 6.0 )
養護教諭に相談	1,004 ( 2.2 )	329 ( 5.1 )	18 ( 9.0 )	0 ( 0.0 )	1,351 ( 2.6 )
スクールカウンセラー等の相談 員に相談	1,865 ( 4.1 )	314 ( 4.8 )	26 ( 12.9 )	2 ( 5.4 )	2,207 ( 4.3 )
学校以外の相談機関に相談 (電話相談やメール等も含む)	118 ( 0.3 )	60 ( 0.9 )	5 ( 2.5 )	1 ( 2.7 )	184 ( 0.4 )
保護者や家族等に相談	6,900 ( 15.3 )	1,181 ( 18.2 )	38 ( 18.9 )	7 ( 18.9 )	8,126 ( 15.7 )
友人に相談	1,664 ( 3.7 )	311 ( 4.8 )	33 ( 16.4 )	2 ( 5.4 )	2,010 ( 3.9 )
その他(地域の人など)	70 ( 0.2 )	8 ( 0.1 )	2 ( 1.0 )	0 ( 0.0 )	80 ( 0.2 )
誰にも相談していない	1,697 ( 3.8 )	184 ( 2.8 )	11 ( 5.5 )	1 ( 2.7 )	1,893 ( 3.6 )
計	55,571 ( 123.0 )	8,796 ( 135.7 )	338 ( 168.2 )	47 ( 127.0 )	64,752 ( 124.7 )

複数選択となっている

( )内は、該当する件数/いじめの認知件数×100(%)

(5) いじめの態様 [単位：件] (表2-5)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
冷やかしかからかい、 悪口や脅し文句、いや なことを言われる。	31,044 ( 68.7 )	4,509 ( 69.6 )	131 ( 65.2 )	17 ( 45.9 )	35,701 ( 68.8 )
仲間はずれ、集団によ る無視をされる。	5,048 ( 11.2 )	639 ( 9.9 )	22 ( 10.9 )	3 ( 8.1 )	5,712 ( 11.0 )
軽くぶつかられたり、 遊ぶふりをして叩かれ たり、蹴られたりす る。	9,974 ( 22.1 )	827 ( 12.8 )	25 ( 12.4 )	6 ( 16.2 )	10,832 ( 20.9 )
ひどくぶつかられた り、叩かれたり、蹴ら れたりする。	1,685 ( 3.7 )	251 ( 3.9 )	11 ( 5.5 )	4 ( 10.8 )	1,951 ( 3.8 )
金品をたかられる。	236 ( 0.5 )	39 ( 0.6 )	7 ( 3.5 )	1 ( 2.7 )	283 ( 0.5 )
金品を隠されたり、盗 まれたり、壊された り、捨てられたりす る。	1,700 ( 3.8 )	313 ( 4.8 )	4 ( 2.0 )	0 ( 0.0 )	2,017 ( 3.9 )
嫌なことや恥ずかしい こと、危険なことをさ れたり、させられたり する。	2,215 ( 4.9 )	318 ( 4.9 )	6 ( 3.0 )	4 ( 10.8 )	2,543 ( 4.9 )
パソコンや携帯電話等 で、誹謗中傷やいやな ことをされる。	258 ( 0.6 )	516 ( 8.0 )	33 ( 16.4 )	2 ( 5.4 )	809 ( 1.6 )
その他	1,583 ( 3.5 )	144 ( 2.2 )	14 ( 7.0 )	0 ( 0.0 )	1,741 ( 3.4 )
計	53,743 ( 118.9 )	7,556 ( 116.6 )	253 ( 125.9 )	37 ( 100.0 )	61,589 ( 118.6 )

複数選択となっている

( )内は、該当する件数/いじめの認知件数×100(%)

(6) いじめる児童・生徒への特別な対応 [単位:件] (表2-6)

校種		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
区分						
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う		1,631 ( 3.6 )	262 ( 4.0 )	37 ( 18.4 )	9 ( 24.3 )	1,939 ( 3.7 )
校長、副校長が指導		2,031 ( 4.5 )	204 ( 3.1 )	94 ( 46.8 )	8 ( 21.6 )	2,337 ( 4.5 )
別室指導		4,846 ( 10.7 )	1,411 ( 21.8 )	83 ( 41.3 )	18 ( 48.6 )	6,358 ( 12.2 )
学級替え		116 ( 0.3 )	21 ( 0.3 )	4 ( 2.0 )	0 ( 0.0 )	141 ( 0.3 )
退学・転学	懲戒処分としての退学		0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
	その他	4 ( 0.01 )	0 ( 0.0 )	17 ( 8.5 )	0 ( 0.0 )	21 ( 0.04 )
停学				0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
出席停止		0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )			0 ( 0.0 )
自宅学習・自宅謹慎				31 ( 15.4 )	0 ( 0.0 )	31 ( 0.1 )
訓告		0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )
保護者への報告		13,712 ( 30.3 )	3,998 ( 61.7 )	99 ( 49.3 )	19 ( 51.4 )	17,828 ( 34.3 )
いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導		15,999 ( 35.4 )	3,085 ( 47.6 )	74 ( 36.8 )	10 ( 27.0 )	19,168 ( 36.9 )
児童相談所、警察等の関係機関と連携した対応(サポートチームなども含む)		172 ( 0.4 )	101 ( 1.6 )	11 ( 5.5 )	4 ( 10.8 )	288 ( 0.6 )
計		38,511 ( 85.2 )	9,082 ( 140.1 )	450 ( 223.9 )	68 ( 183.8 )	48,111 ( 92.7 )

複数選択となっている。

( )内は、該当する件数/いじめの認知件数×100(%)

退学・転学のうち、「その他」とは、勸奨・申出による退学及び転学である。

(7) いじめられた児童・生徒への特別な対応 [単位:件] (表2-7)

校種		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
区分						
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う		2,231 ( 4.9 )	707 ( 10.9 )	79 ( 39.3 )	6 ( 16.2 )	3,023 ( 5.8 )
別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保		1,138 ( 2.5 )	547 ( 8.4 )	23 ( 11.4 )	11 ( 29.7 )	1,719 ( 3.3 )
緊急避難としての欠席		42 ( 0.1 )	26 ( 0.4 )	7 ( 3.5 )	0 ( 0.0 )	75 ( 0.1 )
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施		602 ( 1.3 )	485 ( 7.5 )	18 ( 9.0 )	1 ( 2.7 )	1,106 ( 2.1 )
学級替え		112 ( 0.2 )	29 ( 0.4 )	13 ( 6.5 )	0 ( 0.0 )	154 ( 0.3 )
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応		632 ( 1.4 )	288 ( 4.4 )	27 ( 13.4 )	2 ( 5.4 )	949 ( 1.8 )
児童相談所等の関係機関と連携した対応(サポートチームなども含む)		112 ( 0.2 )	46 ( 0.7 )	6 ( 3.0 )	1 ( 2.7 )	165 ( 0.3 )
計		4,869 ( 10.8 )	2,128 ( 32.8 )	173 ( 86.1 )	21 ( 56.8 )	7,191 ( 13.9 )

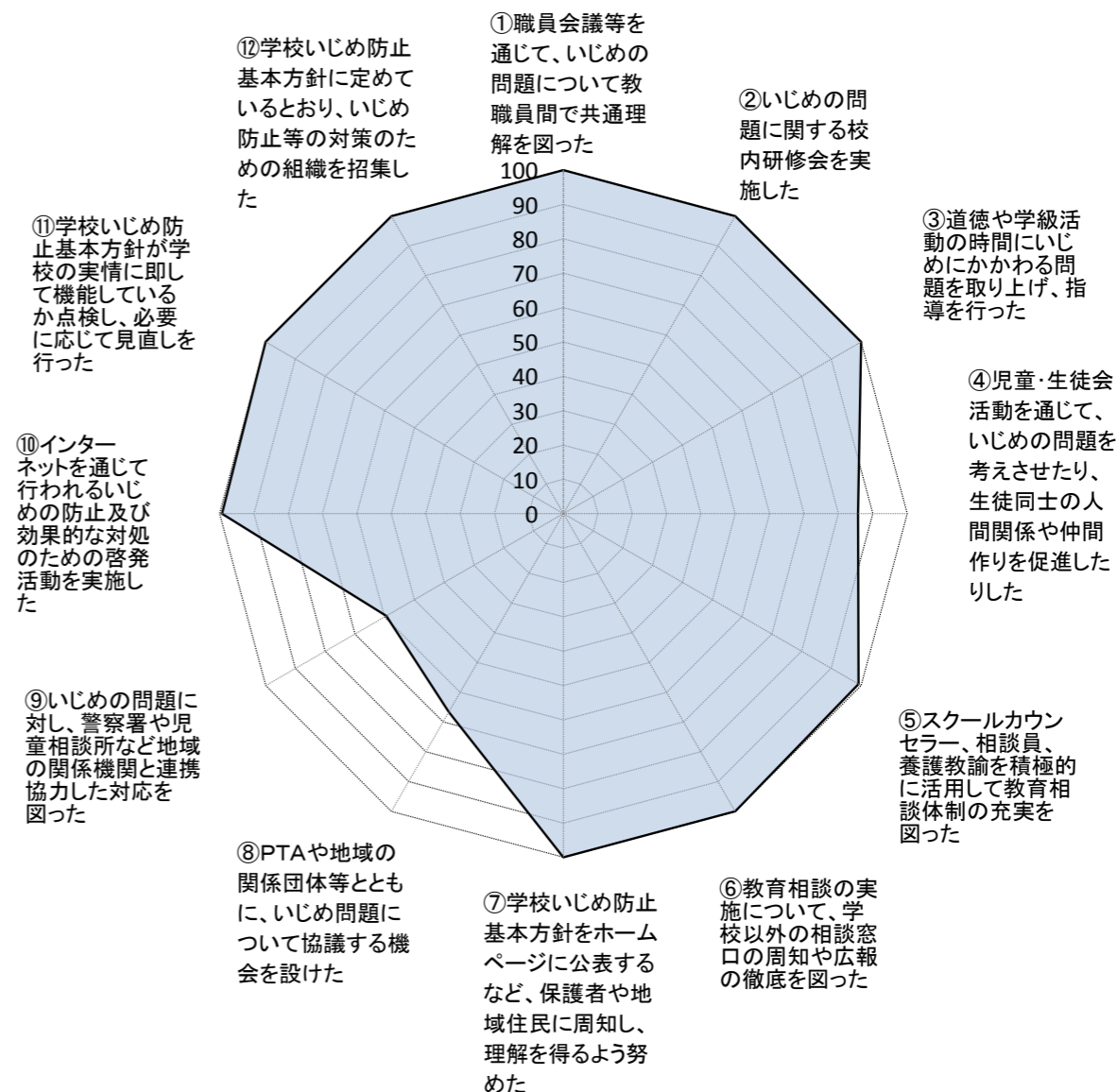
複数選択となっている。

( )内は、該当する件数/いじめの認知件数×100(%)

(8) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 [単位：校] (表2-8)

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
① 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った	1,280 (100.0)	624 (100.0)	237 (100.0)	62 (100.0)	2,203 (100.0)
② いじめの問題に関する校内研修会を実施した	1,280 (100.0)	624 (100.0)	237 (100.0)	62 (100.0)	2,203 (100.0)
③ 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った	1,280 (100.0)	624 (100.0)	237 (100.0)	62 (100.0)	2,203 (100.0)
④ 児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした	1,165 (91.0)	583 (93.4)	94 (39.7)	46 (74.2)	1,888 (85.7)
⑤ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った	1,280 (100.0)	624 (100.0)	237 (100.0)	43 (69.4)	2,184 (99.1)
⑥ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	1,280 (100.0)	624 (100.0)	237 (100.0)	62 (100.0)	2,203 (100.0)
⑦ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた	1,280 (100.0)	624 (100.0)	237 (100.0)	62 (100.0)	2,203 (100.0)
⑧ PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた	909 (71.0)	440 (70.5)	82 (34.6)	37 (59.7)	1,468 (66.6)
⑨ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った	794 (62.0)	401 (64.3)	85 (35.9)	30 (48.4)	1,310 (59.5)
⑩ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した	1,280 (100.0)	624 (100.0)	237 (100.0)	46 (74.2)	2,187 (99.3)
⑪ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った	1,280 (100.0)	624 (100.0)	237 (100.0)	62 (100.0)	2,203 (100.0)
⑫ 学校いじめ防止基本方針に定められているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した	1,280 (100.0)	624 (100.0)	237 (100.0)	62 (100.0)	2,203 (100.0)
計	14,388 (1124.1)	7,040 (1128.2)	2,394 (1010.1)	636 (1025.8)	24,458 (1110.2)

図6 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組の実施校率



※ 複数選択となっている。  
 ※ ( ) 内は、該当する件数/校種別学校総数×100 (%)

(9) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った  
具体的な方法 [単位：校] (表2-9)

区分 \ 校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
アンケート調査の実施	1,280 ( 100.0 )	624 ( 100.0 )	237 ( 100.0 )	62 ( 100.0 )	2,203 ( 100.0 )
個別面談の実施	1,182 ( 92.3 )	582 ( 93.3 )	191 ( 80.6 )	45 ( 72.6 )	2,000 ( 90.8 )
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童・生徒との間で日常行われている日記等	382 ( 29.8 )	444 ( 71.2 )	11 ( 4.6 )	21 ( 33.9 )	858 ( 38.9 )
家庭訪問	369 ( 28.8 )	260 ( 41.7 )	24 ( 10.1 )	21 ( 33.9 )	674 ( 30.6 )
その他	76 ( 5.9 )	49 ( 7.9 )	15 ( 6.3 )	7 ( 11.3 )	147 ( 6.7 )
計	3,289 ( 257.0 )	1,959 ( 313.9 )	478 ( 201.7 )	156 ( 251.6 )	5,882 ( 267.0 )

複数選択となっている。

( )内は、該当する件数/校種別学校総数×100(%)

(10) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

区分	〔1〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(単位:校)	〔2〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(単位:件)															
		うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」について										うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」について					
		第1号重大事態の発生件数	ア 重大な被害の態様				イ 調査状況			第2号重大事態の発生件数	ア 調査状況						
			(ア) 生命	(イ) 身体	(ウ) 精神	(エ) 金品等	(ア) 調査済みの件数				(ア) 調査済みの件数						
小学校	17	17	4	0	1	3	0	4	4	0	0	17	13	13	0	4	
中学校	21	23	7	2	2	3	0	4	4	0	3	19	16	16	0	3	
高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	38	40	11	2	3	6	0	8	8	0	3	36	29	29	0	7	

区分	〔3〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の調査主体(単位:件)										〔4〕いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」のうち、同法第30条第2項及び同法第31条第2項に規定する調査の結果について調査(再調査)を行った件数	
	「重大事態」の発生件数のうち、当該学校が調査主体となった件数		「重大事態」の発生件数のうち、当該学校の設置者(当該学校以外)が調査主体となった件数(単位:件)				「重大事態」の発生件数のうち、調査主体を検討中の件数(単位:件)				地方公共団体の長等において調査の結果について調査(再調査)を行った件数	
	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数
小学校	14	3	14	2	1	2	1	0	1	0	0	
中学校	21	5	18	2	2	1	0	0	0	0	0	
高等学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	35	8	32	4	3	3	1	0	1	0	0	

法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第2号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

1件の重大事態が、法第28条第1項第1号及び同第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に記入している。

## 第 章 小学校・中学校における長期欠席の状況

### 1 調査について

「長期欠席者数」とは、平成 31 年 3 月 31 日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数が、平成 30 年度間(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間)に連続又は断続して 30 日以上であった児童・生徒数を集計したものである。

また、「理由別長期欠席者数」とは、長期欠席者数を理由別に分類した児童・生徒数であり、欠席理由は次による。なお、欠席理由が 2 つ以上あるときは、主な理由を 1 つ選択している。

「病気」 本人の心身の故障等(けがを含む。)による入院、通院、自宅療養等

「経済的理由」 家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等

「不登校」 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者

「その他」 上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない

#### \* 30 年度の変更点

- ・ 長期欠席者の欠席理由の「その他」については、前回までは「うち、「不登校」の要因を含んでいる者」も計上していたが、今回は計上しないこととした。

### 2 調査結果の概要

文中の( )は、平成 29 年度の数値である。

- (1) 長期欠席者数は、小学校で 7,865 人(6,826 人)、中学校で 12,338 人(11,053 人)である。
- (2) 理由別長期欠席者数の内訳は、小・中学校ともに「不登校」が最も多く、「病気」、「その他」の順に多い。
- (3) 不登校児童・生徒が在籍する学校数は、小学校で全体の 85.5%(80.0%)にあたる 1,095 校(1,025 校)、中学校で全体の 97.4%(97.4%)にあたる 608 校(609 校)である。
- (4) 不登校児童・生徒数は、小学校で 4,318 人(3,226 人)、中学校で 9,870 人(8,762 人)である。不登校出現率は、小学校で 0.74%(0.56%)、中学校で 4.33%(3.78%)である。
- (5) 不登校児童・生徒の欠席期間別内訳は、「うち、90 日以上欠席している者」が小学校で 2,212 人(1,720 人)、中学校で 6,840 人(5,880 人)、「うち、出席日数が 10 日以下の者」が小学校で 430 人(297 人)、中学校で 1,674 人(1,281 人)、「うち、出席日数が 0 日の者」が小学校で 177 人(122 人)、中学校で 551 人(414 人)である。
- (6) 不登校児童・生徒の学年別内訳は、小・中学校ともに学年進行に従って増加しており、小学校は 6 年生の 1,353 人(1,023 人)、中学校は 3 年生の 3,726 人(3,342 人)が最も多い。
- (7) 不登校児童・生徒への指導結果の状況は、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合が小学校で 25.9%(25.6%)、中学校で 22.4%(20.1%)である。
- (8) 不登校の要因は、本人に係る要因(分類)では、小・中学校ともに「『不安』の傾向がある。」、学校、家庭に係る要因(区分)では、小学校は「家庭に係る状況」、中学校は「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多い。

- (9) 相談・指導等を受けた学校内外の機関等は、学校外では、小学校で「教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関」が 606 人(455 人)、中学校で「教育支援センター(適応指導教室)」が 1,912 人(1,703 人)と最も多い。また、学校内では、小・中学校ともに「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた」が多く、小学校で 2,402 人(1,809 人)、中学校で 4,308 人(4,025 人)である。一方、学校内外いずれにおいても「相談・指導等を受けていない」は、小学校で 614 人(249 人)、中学校で 1,893 人(1,251 人)である。

### 3 東京都教育委員会の取組

- (1) 平成 5 年度から、不登校について早急に対応する必要がある中学校に対し、組織的な指導体制の確立を図るため、不登校加配教員を配置している。平成 30 年度は 86 校に配置した。
- (2) 平成 7 年度から、児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーの配置を開始し、平成 25 年度からは、全公立小・中学校に配置している。
- (3) 平成 19 年度から、不登校等の児童・生徒を学校復帰、就学、就労に導く支援の推進に向けた意識啓発を行うため、不登校・若者自立支援フォーラムを開催している。
- (4) 平成 20 年度から、社会福祉等の専門性や関係機関とのネットワーク等を活用するため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村を支援している。平成 30 年度は、希望する 50 区市町で実施した。
- (5) 平成 23 年度から、不登校児童・生徒の家庭を訪問し支援を行う「家庭と子供の支援員」を小・中学校に配置する区市町村を支援している。平成 30 年度は、希望する 29 区市町で実施した。
- (6) 平成 28 年度から、不登校児童・生徒に対する支援の充実を図るため、フリースクール等民間施設・団体等とともに、意見交換会を実施した。
- (7) 平成 29 年度から教育支援センターの充実を図るため、都が提示する複数の補助メニューの中から、あらかじめ選定した区市町が自ら選択する方式により、重点的な取組を支援するモデル事業を実施している。
- (8) 平成 30 年度に、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応それぞれについて、教員の手引となる「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を作成し、都内全公立小・中学校に配布した。

### 4 今後の対応

- (1) 「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を活用した研修等を実施し、区市町村立学校における支援の充実を図る。
- (2) 不登校児童・生徒の学びの場を確保するため、不登校特例校の設置を進める区市町村教育委員会を引き続き支援する。
- (3) 不登校が長期化している児童・生徒の多様な学びの機会を確保するため、フリースクール等民間施設・団体等との連携検討委員会により協議・検討を行う。

## 5 資料

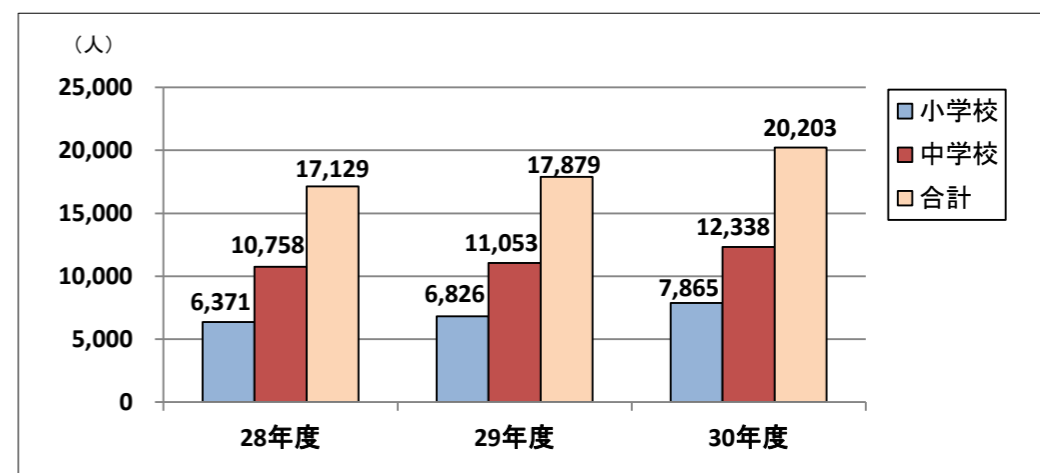
### (1) 長期欠席者数の推移

[単位：人]

校種	28年度	29年度	30年度
小学校	6,371 ( 1.12 )	6,826 ( 1.19 )	7,865 ( 1.35 )
中学校	10,758 ( 4.58 )	11,053 ( 4.76 )	12,338 ( 5.42 )
計	17,129 ( 2.13 )	17,879 ( 2.21 )	20,203 ( 2.49 )

※表中の（ ）は、出現率（長期欠席者数／児童・生徒総数×100）を表す。  
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

### (1)－2 長期欠席者数の推移



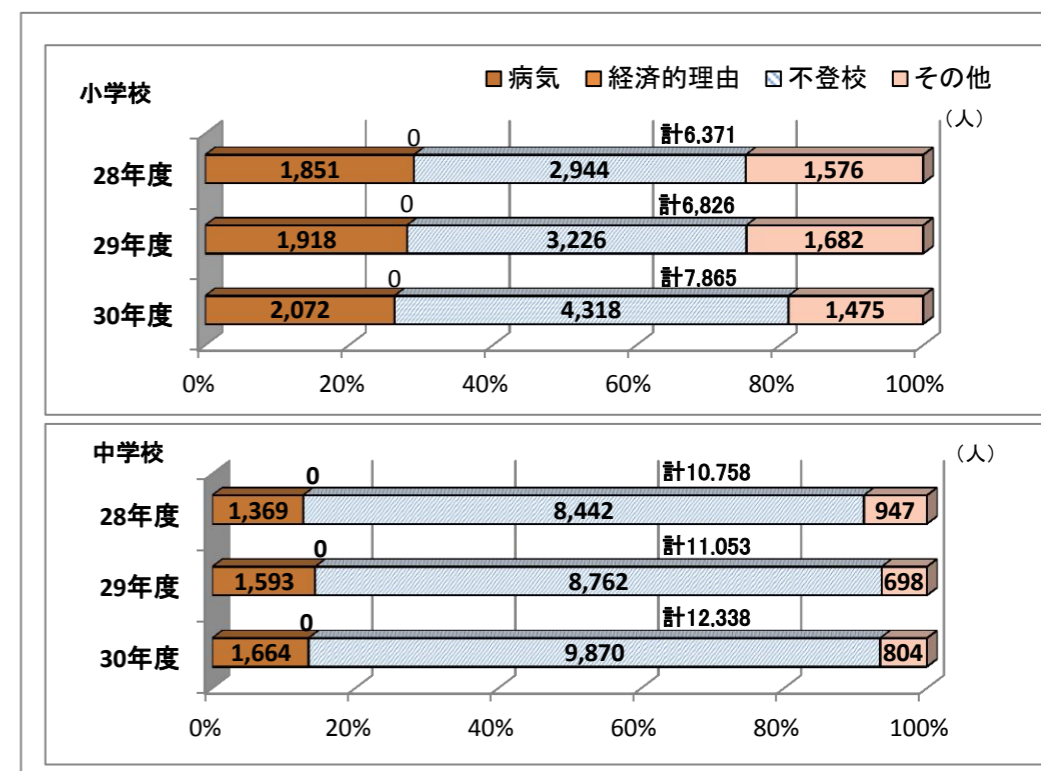
### (2) 理由別長期欠席者数の推移

[単位：人]

項目	校種 年度	小学校			中学校		
		28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度
病気		1,851 ( 29.05 )	1,918 ( 28.10 )	2,072 ( 26.34 )	1,369 ( 12.73 )	1,593 ( 14.41 )	1,664 ( 13.49 )
経済的理由		0 ( 0.00 )	0 ( 0.00 )	0 ( 0.00 )	0 ( 0.00 )	0 ( 0.00 )	0 ( 0.00 )
不登校		2,944 ( 46.21 )	3,226 ( 47.26 )	4,318 ( 54.90 )	8,442 ( 78.47 )	8,762 ( 79.27 )	9,870 ( 80.00 )
その他		1,576 ( 24.74 )	1,682 ( 24.64 )	1,475 ( 18.75 )	947 ( 8.80 )	698 ( 6.32 )	804 ( 6.52 )
	うち、「不登校」の要因を含んでいる者	335 ( 5.26 )	286 ( 4.19 )	- ( - )	411 ( 3.82 )	193 ( 1.75 )	- ( - )
計		6,371	6,826	7,865	10,758	11,053	12,338

※表中の（ ）は、長期欠席者数に占める割合（該当者数／長期欠席者数×100）を表す。  
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

### (2)－2 理由別長期欠席者数の推移



(3) 不登校の発生状況 [単位：人]

項目	校種 年度	小 学 校			中 学 校		
		28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度
在籍学校数 A		950	1,025	1,095	594	609	608
学校発生率 (%) A/公立学校総数×100		73.9	80.0	85.5	94.9	97.4	97.4
不登校児童・生徒数 B		2,944	3,226	4,318	8,442	8,762	9,870
出現率 (%) B/児童・生徒総数×100		0.52	0.56	0.74	3.60	3.78	4.33

(4) 不登校児童・生徒数の推移 [単位：人]

校 種	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
小学校	2,366 ( 0.43 )	2,565 ( 0.46 )	2,731 ( 0.49 )	2,944 ( 0.52 )	3,226 ( 0.56 )	4,318 ( 0.74 )
中学校	7,164 ( 3.03 )	7,514 ( 3.17 )	7,887 ( 3.33 )	8,442 ( 3.60 )	8,762 ( 3.78 )	9,870 ( 4.33 )
計	9,530 ( 1.20 )	10,079 ( 1.27 )	10,618 ( 1.33 )	11,386 ( 1.42 )	11,988 ( 1.48 )	14,188 ( 1.75 )

※ 表中の ( ) は、不登校出現率 (不登校児童・生徒数/児童・生徒総数×100) を表す。

(5) 不登校児童・生徒の欠席期間別内訳 [単位：人]

区分	不登校児童・生徒数 (A)			
	うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者	うち、出席日数が0日の者	
小学校	4,318 (3,226)	2,212 (1,720)	430 (297)	177 (122)
中学校	9,870 (8,762)	6,840 (5,880)	1,674 (1,281)	551 (414)
計	14,188 (11,988)	9,052 (7,600)	2,104 (1,578)	728 (536)

※ この調査は平成27年度から行われている。  
 ※ 表中の ( ) は、平成29年度の数値である。

(6) 不登校児童・生徒数の学年別内訳 [単位：人]

項目	校種 年度	小 学 校			中 学 校		
		28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度
1年生		139 ( 0.14 )	162 ( 0.16 )	199 ( 0.20 )	2,251 ( 2.92 )	2,286 ( 3.01 )	2,594 ( 3.53 )
2年生		213 ( 0.22 )	249 ( 0.25 )	348 ( 0.35 )	2,984 ( 3.82 )	3,134 ( 4.04 )	3,550 ( 4.65 )
3年生		378 ( 0.39 )	374 ( 0.38 )	560 ( 0.57 )	3,207 ( 4.03 )	3,342 ( 4.25 )	3,726 ( 4.78 )
4年生		577 ( 0.61 )	585 ( 0.60 )	747 ( 0.77 )			
5年生		688 ( 0.76 )	833 ( 0.88 )	1,111 ( 1.15 )			
6年生		949 ( 1.03 )	1,023 ( 1.13 )	1,353 ( 1.42 )			
計		2,944 ( 0.52 )	3,226 ( 0.56 )	4,318 ( 0.74 )	8,442 ( 3.60 )	8,762 ( 3.78 )	9,870 ( 4.33 )

※ 表中の ( ) は、不登校出現率 (学年別不登校児童・生徒数/学年別児童・生徒総数×100) を表す。

(7) 不登校児童・生徒への指導結果の状況 [単位：人]

項目	校種 年度	小 学 校			中 学 校		
		28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度
指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒数		861 ( 29.2 )	827 ( 25.6 )	1,118 ( 25.9 )	1,945 ( 23.0 )	1,759 ( 20.1 )	2,215 ( 22.4 )
指導中の児童・生徒数		2,083 ( 70.8 )	2,399 ( 74.4 )	3,200 ( 74.1 )	6,497 ( 77.0 )	7,003 ( 79.9 )	7,655 ( 77.6 )
計		2,944 ( 100.0 )	3,226 ( 100.0 )	4,318 ( 100.0 )	8,442 ( 100.0 )	8,762 ( 100.0 )	9,870 ( 100.0 )

※ 表中の ( ) 内は、該当する児童・生徒数/不登校児童・生徒総数×100 (%) を表す。



(8) 不登校の要因

小学校（平成30年度）

中学校（平成30年度）

[単位：人]

学校、家庭に係る要因 (区分)	分類別児童数	学校に係る状況										家庭に係る状況	左記に該当なし	学校、家庭に係る要因 (区分)	分類別生徒数	学校に係る状況										家庭に係る状況	左記に該当なし
		いじめ	関係を除く友人	めぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活	学校のきまり等	進級時、転編入学、不適応	いじめ	関係を除く友人					めぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活	学校のきまり等	進級時、転編入学、不適応						
「学校における人間関係」に課題を抱えている。	654	11	448	88	52	5	1	25	22	140	10	「学校における人間関係」に課題を抱えている。	2,020	18	1,530	64	214	38	59	19	94	253	43				
	—	1.7%	68.5%	13.5%	8.0%	0.8%	0.2%	3.8%	3.4%	21.4%	1.5%		—	0.9%	75.7%	3.2%	10.6%	1.9%	2.9%	0.9%	4.7%	12.5%	2.1%				
	15.1%	73.3%	44.1%	47.6%	8.1%	9.1%	33.3%	17.5%	9.9%	6.0%	2.4%		20.5%	90.0%	48.5%	29.6%	9.2%	7.8%	36.4%	6.5%	11.2%	8.5%	4.3%				
「あそび・非行」の傾向がある。	57	0	5	0	8	0	0	3	0	46	3	「あそび・非行」の傾向がある。	383	0	38	30	102	11	2	111	9	188	17				
	—	0.0%	8.8%	0.0%	14.0%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	80.7%	5.3%		—	0.0%	9.9%	7.8%	26.6%	2.9%	0.5%	29.0%	2.3%	49.1%	4.4%				
	1.3%	0.0%	0.5%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	2.0%	0.7%		3.9%	0.0%	1.2%	13.9%	4.4%	2.3%	1.2%	38.0%	1.1%	6.3%	1.7%				
「無気力」の傾向がある。	1,027	1	83	20	212	11	1	29	42	689	86	「無気力」の傾向がある。	2,552	0	338	43	943	151	29	81	162	957	265				
	—	0.1%	8.1%	1.9%	20.6%	1.1%	0.1%	2.8%	4.1%	67.1%	8.4%		—	0.0%	13.2%	1.7%	37.0%	5.9%	1.1%	3.2%	6.3%	37.5%	10.4%				
	23.8%	6.7%	8.2%	10.8%	33.1%	20.0%	33.3%	20.3%	18.9%	29.6%	20.3%		25.9%	0.0%	10.7%	19.9%	40.4%	31.1%	17.9%	27.7%	19.3%	32.2%	26.2%				
「不安」の傾向がある。	1,675	3	424	59	298	32	1	68	139	762	190	「不安」の傾向がある。	3,262	1	1,074	52	819	235	58	45	424	796	321				
	—	0.2%	25.3%	3.5%	17.8%	1.9%	0.1%	4.1%	8.3%	45.5%	11.3%		—	0.0%	32.9%	1.6%	25.1%	7.2%	1.8%	1.4%	13.0%	24.4%	9.8%				
	38.8%	20.0%	41.8%	31.9%	46.5%	58.2%	33.3%	47.6%	62.6%	32.8%	44.8%		33.0%	5.0%	34.1%	24.1%	35.1%	48.5%	35.8%	15.4%	50.6%	26.8%	31.8%				
「その他」	905	0	55	18	71	7	0	18	19	689	135	「その他」	1,653	1	174	27	254	50	14	36	149	781	365				
	—	0.0%	6.1%	2.0%	7.8%	0.8%	0.0%	2.0%	2.1%	76.1%	14.9%		—	0.1%	10.5%	1.6%	15.4%	3.0%	0.8%	2.2%	9.0%	47.2%	22.1%				
	21.0%	0.0%	5.4%	9.7%	11.1%	12.7%	0.0%	12.6%	8.6%	29.6%	31.8%		16.7%	5.0%	5.5%	12.5%	10.9%	10.3%	8.6%	12.3%	17.8%	26.3%	36.1%				
計	4,318	15	1,015	185	641	55	3	143	222	2,326	424	計	9,870	20	3,154	216	2,332	485	162	292	838	2,975	1,011				
	100.0%	0.3%	23.5%	4.3%	14.8%	1.3%	0.1%	3.3%	5.1%	53.9%	9.8%		100.0%	0.2%	32.0%	2.2%	23.6%	4.9%	1.6%	3.0%	8.5%	30.1%	10.2%				

※ この「不登校の要因」に関する調査は、平成27年度から行われている。

※ 「本人に係る要因(分類)」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童・生徒全員につき、主たる要因を一つ選択。

※ 「学校、家庭に係る要因(区分)」については、複数回答可。「本人に係る要因(分類)」で回答した要因の理由として考えられるものを「学校に係る状況」「家庭に係る状況」より全て選択。その際、学校及び家庭に係る状況に当てはまるものがない場合は、「左記に該当なし」を選択。

※ 中段は、各区分における分類別児童・生徒数に対する割合。下段は、各区分における「学校、家庭に係る要因(区分)」の「計」に対する割合。

<p>※ 本人に係る要因（分類）</p> <p>「学校における人間関係」に課題を抱えている。・・・友人関係又は教職員との関係に課題を抱え登校しない（できない）。</p> <p>「あそび・非行」・・・遊ぶためや、非行グループに入っていることなどのため登校しない。</p> <p>「無気力」の傾向がある。・・・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。</p> <p>「不安」の傾向がある。・・・登校の意志はあるが、漠然とした不安を覚え登校しない（できない）。</p> <p>「その他」・・・本人や保護者と話をしても上記のような傾向が見えず、理由がはっきりしない。</p>	<p>※ 学校、家庭に係る要因（区分）</p> <p>*学校に係る状況</p> <p>いじめ・・・・・・・・・・・・・・・・本調査で定義するいじめに該当するもの</p> <p>いじめを除く友人関係をめぐる問題・・仲違い等</p> <p>教職員との関係をめぐる問題・・・・・・教職員の強い叱責、注意等</p> <p>学業の不振・・・・・・・・・・・・・・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い等</p> <p>進路にかかる不安・・・・・・・・・・・・将来の進路希望が定まらない等</p> <p>*家庭に係る状況・・・・家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和等</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (9) 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

[単位：人]

区分	校種 年度	小学校						中学校					
		28年度	*	29年度	*	30年度	*	28年度	*	29年度	*	30年度	*
学校外	①教育支援センター（適応指導教室）	358 ( 12.2 )	250 ( 8.5 )	347 ( 10.8 )	241 ( 7.5 )	576 ( 13.3 )	367 ( 8.5 )	1,588 ( 18.8 )	1,190 ( 14.1 )	1,703 ( 19.4 )	1,270 ( 14.5 )	1,912 ( 19.4 )	1,480 ( 15.0 )
	②教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関（①を除く）	405 ( 13.8 )	249 ( 8.5 )	455 ( 14.1 )	283 ( 8.8 )	606 ( 14.0 )	383 ( 8.9 )	917 ( 10.9 )	696 ( 8.2 )	875 ( 10.0 )	651 ( 7.4 )	1,051 ( 10.6 )	844 ( 8.6 )
	③児童相談所・福祉事務所	145 ( 4.9 )	81 ( 2.8 )	157 ( 4.9 )	86 ( 2.7 )	273 ( 6.3 )	165 ( 3.8 )	331 ( 3.9 )	197 ( 2.3 )	307 ( 3.5 )	193 ( 2.2 )	414 ( 4.2 )	292 ( 3.0 )
	④保健所・精神保健福祉センター	13 ( 0.4 )	6 ( 0.2 )	14 ( 0.4 )	5 ( 0.2 )	28 ( 0.6 )	15 ( 0.3 )	26 ( 0.3 )	16 ( 0.2 )	36 ( 0.4 )	24 ( 0.3 )	28 ( 0.3 )	19 ( 0.2 )
	⑤病院、診療所	310 ( 10.5 )	169 ( 5.7 )	380 ( 11.8 )	201 ( 6.2 )	546 ( 12.6 )	310 ( 7.2 )	559 ( 6.6 )	382 ( 4.5 )	561 ( 6.4 )	398 ( 4.5 )	852 ( 8.6 )	625 ( 6.3 )
	⑥民間団体、民間施設	116 ( 3.9 )	82 ( 2.8 )	106 ( 3.3 )	79 ( 2.4 )	186 ( 4.3 )	133 ( 3.1 )	211 ( 2.5 )	172 ( 2.0 )	233 ( 2.7 )	187 ( 2.1 )	283 ( 2.9 )	230 ( 2.3 )
	⑦上記以外の機関等	48 ( 1.6 )	21 ( 0.7 )	64 ( 2.0 )	37 ( 1.1 )	104 ( 2.4 )	63 ( 1.5 )	203 ( 2.4 )	126 ( 1.5 )	139 ( 1.6 )	85 ( 1.0 )	183 ( 1.9 )	130 ( 1.3 )
	⑧上記①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない	1,832 ( 62.2 )	822 ( 27.9 )	1,986 ( 61.6 )	980 ( 30.4 )	2,465 ( 57.1 )	1,087 ( 25.2 )	5,086 ( 60.2 )	3,120 ( 37.0 )	5,406 ( 61.7 )	3,409 ( 38.9 )	5,819 ( 59.0 )	3,775 ( 38.2 )
学校内	⑨養護教諭による専門的な指導を受けた	950 ( 32.3 )	404 ( 13.7 )	1,047 ( 32.5 )	492 ( 15.3 )	1,364 ( 31.6 )	653 ( 15.1 )	2,225 ( 26.4 )	1,336 ( 15.8 )	2,503 ( 28.6 )	1,535 ( 17.5 )	2,373 ( 24.0 )	1,532 ( 15.5 )
	⑩スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた	1,790 ( 60.8 )	860 ( 29.2 )	1,809 ( 56.1 )	899 ( 27.9 )	2,402 ( 55.6 )	1,274 ( 29.5 )	3,984 ( 47.2 )	2,527 ( 29.9 )	4,025 ( 45.9 )	2,585 ( 29.5 )	4,308 ( 43.6 )	3,071 ( 31.1 )
	⑪上記⑨・⑩による相談・指導等を受けていない	905 ( 30.7 )	485 ( 16.5 )	1,068 ( 33.1 )	593 ( 18.4 )	1,495 ( 34.6 )	765 ( 17.7 )	3,458 ( 41.0 )	2,304 ( 27.3 )	3,750 ( 42.8 )	2,551 ( 29.1 )	4,572 ( 46.3 )	3,176 ( 32.2 )
⑫上記①～⑦、⑨・⑩による相談・指導等を受けていない	305 ( 10.4 )	123 ( 4.2 )	249 ( 7.7 )	110 ( 3.4 )	614 ( 14.2 )	235 ( 5.4 )	1,129 ( 13.4 )	616 ( 7.3 )	1,251 ( 14.3 )	728 ( 8.3 )	1,893 ( 19.2 )	1,148 ( 11.6 )	

※ 表中の（ ）は、該当する児童・生徒数／不登校児童・生徒数×100（％）。ただし、30日以上の不登校とする。

※ ①～⑦は学校外の機関で相談・指導等を受けた人数、⑨・⑩は学校内で相談・指導等を受けた人数。

※ \*の欄は、各回答の内数として「不登校のうち、90日以上欠席している者」。

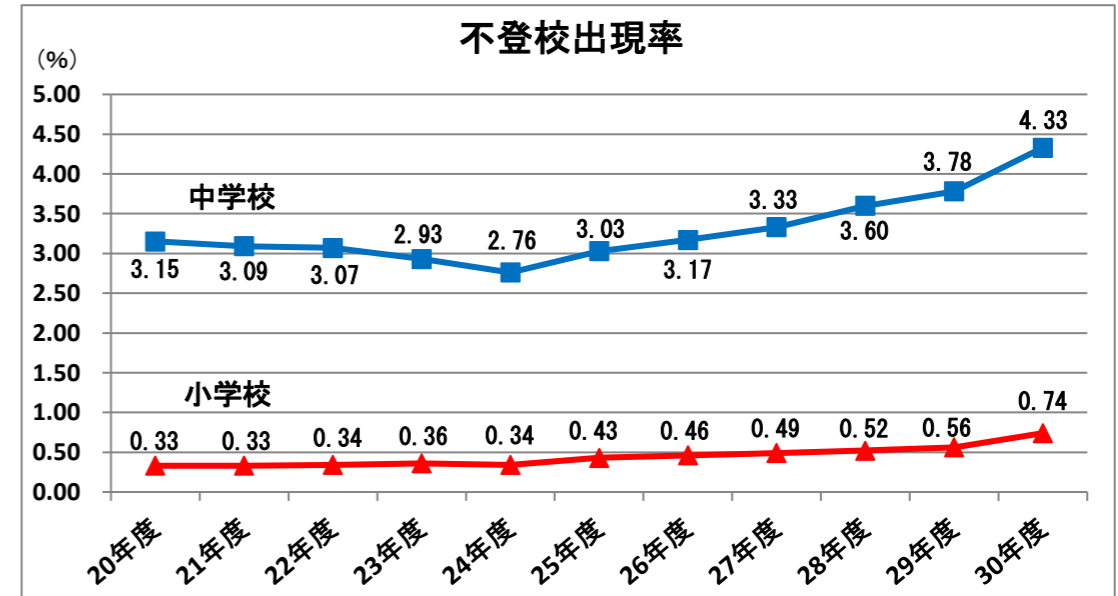
【参考】 不登校児童・生徒数の推移、不登校出現率、学校復帰率

不登校児童・生徒数の推移

[単位：人]

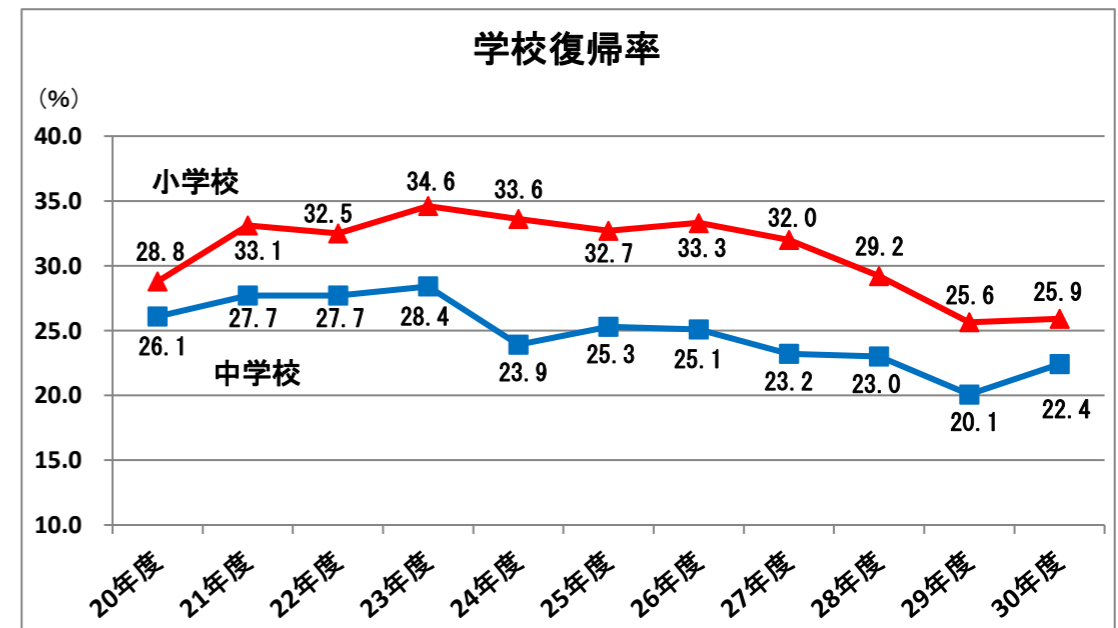
校種	年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校		1,838	1,871	1,936	2,015	1,912	2,366
中学校		7,079	7,038	6,978	6,801	6,469	7,164
合計		8,917	8,909	8,914	8,816	8,381	9,530
校種	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
小学校		2,565	2,731	2,944	3,226	4,318	
中学校		7,514	7,887	8,442	8,762	9,870	
合計		10,079	10,618	11,386	11,988	14,188	

不登校児童・生徒の出現率(不登校児童・生徒数/児童・生徒総数×100)

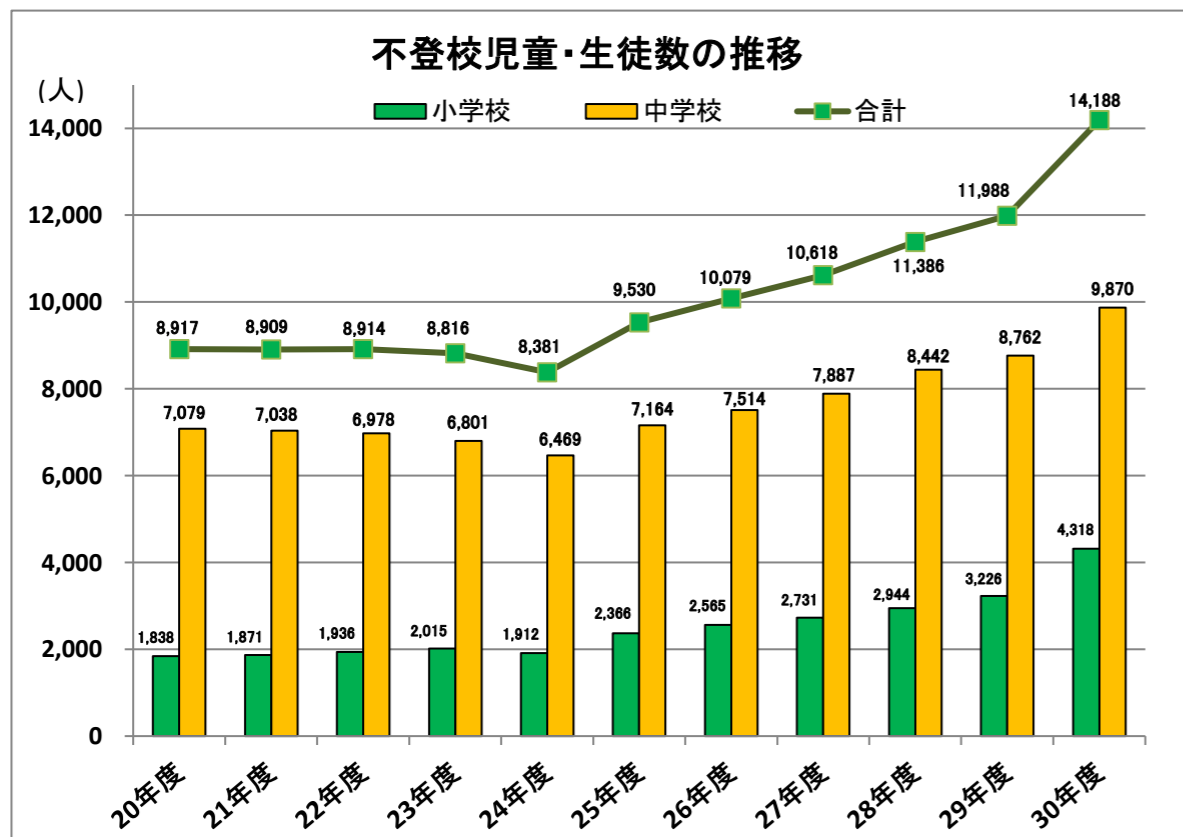


不登校児童・生徒の学校復帰率

(指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒数/不登校児童・生徒数×100)



不登校児童・生徒数の推移



## 第 章 高等学校における長期欠席者の状況

### 1 調査について

この調査の「理由別長期欠席者数」とは、学校基本調査の小・中学校における「長期欠席者」に準じ、次のとおりとする。

- (1) 平成 30 年度間に連続又は断続して 30 日以上欠席した生徒数をそれぞれ理由別に集計したもの。
- (2) 欠席理由は次によることとする。また、欠席理由が 2 つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。

「病気」とは、本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。

「経済的理由」とは、家計が苦しく教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。

「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは、社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にある者の数。

「その他」とは、「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

「その他」の具体例

- ・ 保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- ・ 欠席理由が 2 つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」など）、主たる理由が特定できない者

### 2 調査結果の概要

- (1) 都立高校全体の長期欠席者数は 5,608 人(5,832 人)で、前年度と比較すると 224 人の減少であった。全日制では 2,050 人(1,931 人)で 119 人増加、定時制では 3,558 人(3,901 人)で 343 人減少した。
- (2) 長期欠席者数の理由別内訳でみると、全日制・定時制ともに「不登校」が最も多く、不登校者数は、全日制では 2 学年、定時制では 1 学年が最も多い。「不登校」に次いで、全日制では「病気」「その他」「経済的理由」の順に、定時制では「その他」「病気」「経済的理由」の順に多い。
- (3) 長期欠席者数の出現率を学年別にみると、全日制では 2 学年、定時制では 1 学年が最も高い。

- (4) 不登校の要因と考えられる状況をみると、「学校に係る状況」では、全日制・定時制ともに、「学業の不振」が最も多い。「本人に係る要因」では、全日制・定時制ともに「無気力の傾向」が最も多く、全日制では「その他」「不安の傾向」、定時制では「あそび・非行の傾向」「その他」の順に多い。

### 3 東京都教育委員会の対応

- (1) 平成 7 年度からスクールカウンセラーの配置を開始した。平成 25 年度からは全校にスクールカウンセラーを配置し、学校生活への適応、学校復帰への支援を図っている。また、平成 28 年度からは、全定併置校のそれぞれの課程にスクールカウンセラーを配置し、学校の教育相談体制を充実させている。

なお、学校の要請により指導主事や心理専門職を研修会等に派遣したり、都立学校教育相談担当者連絡会を開催したりして教育相談体制の構築・教育相談活動の充実を図るなど学校を支援するとともに、教育相談に関する教職員の資質向上を図っている。

- (2) 昼夜間定時制高校、チャレンジスクール、エンカレッジスクールなど、新しいタイプの高校を設置し、小・中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒に対し、個に応じた教育課程の編成や指導体制の充実を図っている。
- (3) 「都立高校学力スタンダード」活用事業、生徒による授業評価、東京都教育研究員、東京教師道場、東京都若手教員育成研修及び全都立高校を対象とした授業公開の実施など、より一層の授業改善を推進している。
- (4) 生徒の勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度を育むため、平成 18 年度から全都立高校でキャリア教育の全体計画を作成し、組織的な取組を推進している。
- (5) 不登校・中途退学防止対策のため、平成 28 年度から都教育委員会にユースソーシャルワーカーを含む自立支援チームを設置し、支援を要する生徒等に対するきめ細やかな相談対応等を行い、社会的・職業的自立を促進している。
- (6) 全ての定時制課程における人間関係づくりのための構成的グループエンカウンターを各校に講師を派遣して実施している。
- (7) 平成 27 年度から全都立高校において、生活指導の強化などの具体的な目標を掲げた「中途退学防止改善計画書」を作成し、中途退学防止に向けた組織的な取組を推進している。

## 4 資料

(1) 長期欠席者数の推移 [単位：人] (表4-1)

校種	28年度	29年度	30年度
全日制	1,728 ( 1.35 )	1,931 ( 1.51 )	2,050 ( 1.61 )
定時制	3,855 ( 30.77 )	3,901 ( 31.59 )	3,558 ( 30.92 )
計	5,583 ( 3.97 )	5,832 ( 4.16 )	5,608 ( 4.05 )

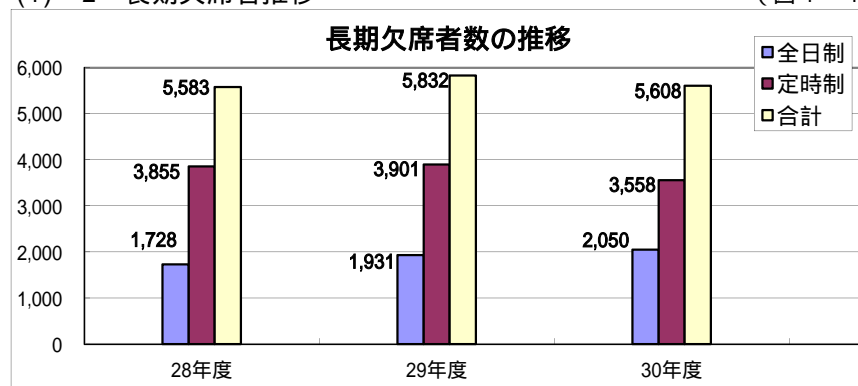
表中の( )は、出現率(長期欠席者数/生徒総数×100)を表す。

(2) 長期欠席理由別の推移 [単位：人] (表4-2)

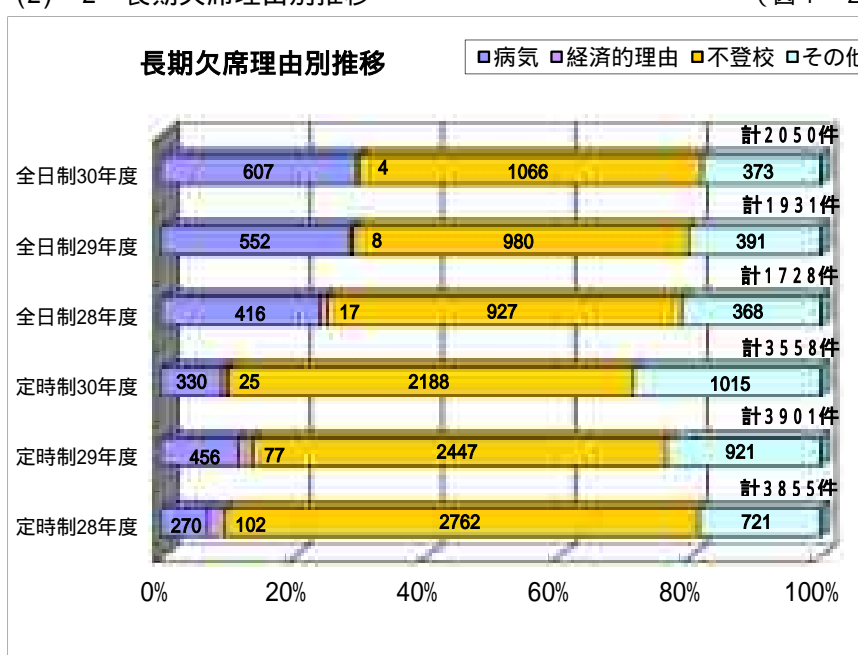
項目	校種 年度	全日制			定時制		
		28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度
病気		416 ( 24.07 )	552 ( 28.59 )	607 ( 29.60 )	270 ( 7.00 )	456 ( 11.69 )	330 ( 9.27 )
経済的理由		17 ( 0.98 )	8 ( 0.41 )	4 ( 0.20 )	102 ( 2.65 )	77 ( 1.97 )	25 ( 0.70 )
不登校		927 ( 53.65 )	980 ( 50.75 )	1,066 ( 52.00 )	2,762 ( 71.65 )	2,447 ( 62.73 )	2,188 ( 61.50 )
その他		368 ( 21.30 )	391 ( 20.25 )	373 ( 18.20 )	721 ( 18.70 )	921 ( 23.61 )	1,015 ( 28.53 )
計		1,728 ( 100 )	1,931 ( 100 )	2,050 ( 100 )	3,855 ( 100 )	3,901 ( 100 )	3,558 ( 100 )

表中の( )は、長期欠席者数にしめる割合(該当者数/長期欠席者数×100)を表す。

(1) - 2 長期欠席者推移 (図4-1)



(2) - 2 長期欠席理由別推移 (図4-2)



## (3) 学年別長期欠席理由

[単位：人] (表4-3)

校種	理由 学年	病気	経済的理由	不登校						その他		合計
				中退	原級留置	うち、 90日以上 欠席してい る者	うち、 出席日数が 10日以下の 者	うち、 出席日数が 0日の者	うち、 「不登校」 の要因を含 んでいる者			
全日制	1年	156 ( 0.42 )	0 ( 0.00 )	323 ( 0.87 )	141	36	77	13	1	90 ( 0.24 )	35	569 ( 1.53 )
	2年	184 ( 0.50 )	3 ( 0.01 )	354 ( 0.96 )	111	37	74	10	8	87 ( 0.24 )	47	628 ( 1.70 )
	3年	167 ( 0.46 )	1 ( 0.00 )	269 ( 0.74 )	35	4	31	4	2	124 ( 0.34 )	26	561 ( 1.55 )
	単位制	100 ( 0.60 )	0 ( 0.00 )	120 ( 0.72 )	27	4	37	6	3	72 ( 0.43 )	21	292 ( 1.75 )
	計	607 ( 0.48 )	4 ( 0.00 )	1,066 ( 0.84 )	314	81	219	33	14	373 ( 0.29 )	129	2,050 ( 1.61 )
定時制	1年	7 ( 0.83 )	2 ( 0.24 )	168 ( 20.02 )	98	34	61	10	4	36 ( 4.29 )	10	213 ( 25.39 )
	2年	20 ( 1.92 )	4 ( 0.38 )	131 ( 12.61 )	38	21	26	10	1	63 ( 6.06 )	35	218 ( 20.98 )
	3年	21 ( 2.16 )	1 ( 0.10 )	153 ( 15.76 )	32	8	24	5	3	61 ( 6.28 )	66	236 ( 24.30 )
	4年	9 ( 0.91 )	0 ( 0.00 )	121 ( 12.21 )	17	4	11	0	0	53 ( 5.35 )	46	183 ( 18.47 )
	単位制	273 ( 3.56 )	18 ( 0.23 )	1,615 ( 21.07 )	378	68	787	294	52	802 ( 10.46 )	845	2,708 ( 35.32 )
	計	330 ( 2.87 )	25 ( 0.22 )	2,188 ( 19.02 )	563	135	909	319	60	1,015 ( 8.82 )	1,002	3,558 ( 30.92 )
合計		937 ( 0.68 )	29 ( 0.02 )	3,254 ( 2.35 )	877	216	1,128	352	74	1,388 ( 1.00 )	1,131	5,608 ( 4.05 )

表中の( )は、出現率(生徒数/学年生徒総数(30年5月1日現在)×100)を表す。

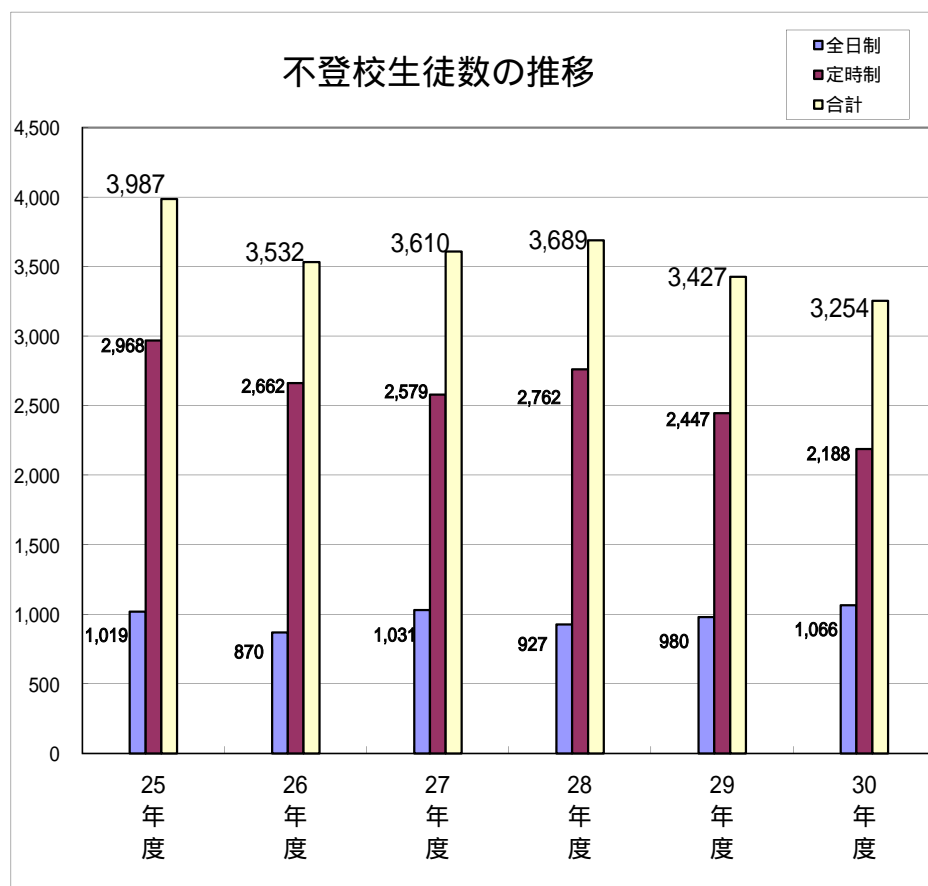
(4) - 1 不登校生徒数の推移 [単位：人](表4 - 4)

校 種	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
全日制	1,019 ( 0.83 )	870 ( 0.69 )	1,031 ( 0.81 )	927 ( 0.72 )	980 ( 0.77 )	1,066 ( 0.84 )
定時制	2,968 ( 21.08 )	2,662 ( 19.72 )	2,579 ( 19.96 )	2,762 ( 22.04 )	2,447 ( 19.82 )	2,188 ( 19.02 )
計	3,987	3,532	3,610	3,689	3,427	3,254

表中の( )は、出現率(不登校生徒数/生徒総数×100)を表す。

(4) - 2 不登校生徒数の推移

(図4 - 3)







## 第 3 章 高等学校における中途退学者数等の状況

### 1 調査について

この調査は、平成 17 年度が初年度であるが、東京都教育委員会が公立学校統計調査として、昭和 53 年度から実施している。

調査内容は、平成 30 年 4 月 1 日現在の都立高等学校に在籍する生徒を対象に、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 1 年間の退学者・原級留置者の状況を取りまとめたものである。

「退学者」とは、平成 30 年度の途中に校長の許可を受けて、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、他校への転学者及び学校教育法施行規則施行規則第 153 条（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。また、理由の分類に当たって、同一の退学者について複数の理由がある場合には主たる理由による。

### 2 調査結果の概要

#### (1) 全日制課程

ア 平成 30 年度における 1 年間の退学者数は、1,289 人(1,119 人)であった。これは 1 校当たり平均退学者数 7.2 人(6.3 人)、対生徒比率（退学率）は 1.0 % (同 0.9%) であり、前年度と比較すると、退学者数は 170 人の増加、1 校当たり平均退学者数が 0.9 人の増加、対生徒比率（退学率）は、0.1 ポイント増加であった。

イ 学年制全体の退学率は 1.1 % (同 0.9%) で、前年度と比較すると、0.2 % 増加した。

学年別の退学者数は、1 学年 672 人(550 人)退学率 1.8%(同 1.4%)、2 学年 394 人(341 人)退学率 1.1% (同 0.9%)、3 学年 127 人(112 人)退学率 0.4% (同 0.3%) となっており、前年度と比較すると、1 学年で 0.4 ポイント増加、2 学年で 0.2 ポイント増加、3 学年で 0.1 ポイント増加だった。

また、学年が進行するにつれて、退学者数・退学率ともに低くなっている。

単位制の退学者数は、96 人(116 人)退学率 0.6%(同 0.7 %) となっている。前年度と比較すると、0.1 ポイント減少した。

ウ 学科別の退学者数は、普通科は 751 人(622 人)退学率 0.8%(同 0.6 %)、専門学科は 506 人(467 人)退学率 2.4%(同 2.2 %)、総合学科は 32 人(30 人)退学率 0.4%(同 0.4%) となっており、前年度と比較すると、それぞれ 0.2 ポイント増加、0.2 ポイント増加、同率であった。

エ 退学理由としては、第 1 位が「学業不振」で 412 人(223 人)対退学者比率 32.0%(同 19.9%)、第 2 位が「学校生活・学業不適応」で 389 人(454 人) 対退学者比率 30.2%(同 40.6%)、第 3 位が「進路変更」で 349 人(331 人) 対退学者比率 27.1%(同 29.6%) となっている。

#### (2) 定時制課程

ア 平成 30 年度における 1 年間の退学者数は 997 人(1,199 人)であった。これは 1 校当たり平

均退学者数 18.1 人(21.8 人)、退学率は 8.7%(9.7%) であり、前年度と比べると、退学者数は 202 人の減少、1 校当たり平均退学者数は 3.7 人減少、退学率は 1.0 ポイント減少であった。

イ 学年制全体の退学率は 9.9%(11.0%) で、前年度と比較すると、1.1 ポイント減少であった。

学年別の退学者数は、1 学年 186 人(266 人)退学率 22.6%(同 21.4%)、2 学年 104 人(117 人)退学率 10.0%(同 10.9%)、3 学年 64 人(90 人)退学率 6.6%(同 7.8%)、4 学年 24 人(20 人)退学率 2.4%(同 2.0%) となっており、前年度と比較すると、それぞれ 1.2 ポイント減少、0.9 ポイント減少、1.2 ポイント減少、0.4 ポイント減少であった。全日制と同じく、学年が進行するにつれて、退学者数・退学率ともに低くなっている。

単位制の退学者数は、619 人(706 人)退学率 8.1%(同 8.9%) で、前年度と比較すると、0.8 ポイント減少であった。

ウ 退学の理由としては、第 1 位が「学校生活・学業不適応」で 441 人(429 人) 対退学者比率 44.2%(同 35.8%)、第 2 位が「進路変更」で 328 人(463 人)対退学者比率 32.9%(同 38.6%)、第 3 位が「学業不振」で 72 人(134 人) 対退学者比率 7.2%(同 11.2%) となっている。

#### (3) 原級留置者数

平成 31 年 3 月 31 日現在、原級留置となった生徒数は、全日制で 281 人(234 人)対生徒比率 0.3%(同 0.2%) であり、前年度と比較すると、47 人増加し、対生徒比率は 0.1 ポイント増加した。

定時制は 157 人(135 人)対生徒比率 4.1%(3.0%) であり、前年度と比較すると、22 人増加、対生徒比率は 1.1 ポイント増加した。

## 3 東京都教育委員会の対応

第 3 章の 3 の事項に加え、次のような対応を行っている。

- (1) 学業不振の生徒に対する個別相談・補充指導の実施
- (2) 中途退学防止のための少人数指導の実施
- (3) 体験的な学習や課題解決的な学習重視の指導
- (4) 進級・卒業規定の見直し・弾力化
- (5) 身に付けさせる規律・規範の明示
- (6) 中途退学防止改善計画書の作成指導
- (7) 中学生の体験入学や授業公開の実施
- (8) 青少年リスタートプレイスの実施
- (9) スクールカウンセラーの全校全課程配置
- (10) 定時制課程における構成的グループエンカウンターの実施

平成30年度都立高等学校中途退学者の状況 (表5-1)

1 全日制

		普通科	専門学科	総合学科	合計
学年制	1学年	生徒数	30,448	6,770	37,218
		退学者数	366	306	672
		退学率(%)	1.2	4.5	1.8
	2学年	生徒数	30,279	6,782	37,061
		退学者数	257	137	394
		退学率(%)	0.8	2.0	1.1
	3学年	生徒数	29,674	6,421	36,095
		退学者数	94	33	127
		退学率(%)	0.3	0.5	0.4
	計	生徒数	90,401	19,973	110,374
		退学者数	717	476	1,193
		退学率(%)	0.8	2.4	1.1
単位制	生徒数	8,326	1,232	7,141	16,699
	退学者数	34	30	32	96
	退学率(%)	0.4	2.4	0.4	0.6
合計	生徒数	98,727	21,205	7,141	127,073
	退学者数	751	506	32	1,289
	退学率(%)	0.8	2.4	0.4	1.0

生徒数：平成30年4月1日現在

2 定時制

学年制	1学年	生徒数	823
		退学者数	186
		退学率(%)	22.6
	2学年	生徒数	1,039
		退学者数	104
		退学率(%)	10.0
	3学年	生徒数	976
		退学者数	64
		退学率(%)	6.6
	4学年	生徒数	989
		退学者数	24
		退学率(%)	2.4
計	生徒数	3,827	
	退学者数	378	
	退学率(%)	9.9	
単位制	生徒数	7,685	
	退学者数	619	
	退学率(%)	8.1	
合計	生徒数	11,512	
	退学者数	997	
	退学率(%)	8.7	

「学科の説明」

普通科：普通教育を主とする学科

専門学科：専門教育（商業・工業・農業・家庭・福祉・情報・その他）を主とする学科

総合学科：普通教育及び専門教育を選択履修して総合的に学習する学科

「単位制の高等学校（平成30年度）」

[全日制・単位制] (23校)

つばさ総合(総合学科)、六郷工科(専門学科)、美原(普通科)、新宿(普通科)、  
世田谷総合(総合学科)、芦花(普通科)、杉並総合(総合学科)、大泉桜(普通科)、飛鳥(普通科)、  
板橋有徳(普通科)、忍岡(普通科・専門学科)、晴海総合(総合学科)、墨田川(普通科)、  
葛飾総合(総合学科)、翔陽(普通科)、青梅総合(総合学科)、上水(普通科)、王子総合(総合学科)、  
国分寺(普通科)、東久留米総合(総合学科)、若葉総合(総合学科)、町田総合(総合学科)、総合芸術(専門学科)

[定時制・単位制] (16校)

一橋(普通科)、六本木(総合学科)、六郷工科(普通科・専門学科)、世田谷泉(総合学科)、  
新宿山吹(普通科・専門学科)、荻窪(普通科)、稔ヶ丘(総合学科)、桐ヶ丘(総合学科)、  
飛鳥(普通科)、板橋有徳(普通科)、浅草(普通科)、大江戸(総合学科)、八王子拓真(普通科)、  
砂川(普通科)、青梅総合(総合学科)、東久留米総合(総合学科)

都立高等学校中途退学者の推移(過去5年間) (表5-2)

1 全日制

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	対前年度増 減 (30年度 - 29年度)	単位
普通科	生徒数 a <sub>1</sub>	97,159	98,427	99,131	99,035	98,727	308 人
	退学者数 b <sub>1</sub>	717	619	641	622	751	129 人
	退学率(%) $b_1/a_1 \times 100$	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8	0.2 %
専門学科	生徒数 a <sub>2</sub>	21,643	21,678	21,754	21,618	21,205	413 人
	退学者数 b <sub>2</sub>	479	444	529	467	506	39 人
	退学率(%) $b_2/a_2 \times 100$	2.2	2.0	2.4	2.2	2.4	0.2 %
総合学科	生徒数 a <sub>3</sub>	7,080	7,073	7,105	7,120	7,141	21 人
	退学者数 b <sub>3</sub>	34	45	59	30	32	2 人
	退学率(%) $b_3/a_3 \times 100$	0.5	0.6	0.8	0.4	0.4	0.0 %
計	生徒数 $a_1+a_2+a_3 = A$	125,882	127,178	127,990	127,773	127,073	700 人
	退学者数 $b_1+b_2+b_3 = B$	1,230	1,108	1,229	1,119	1,289	170 人
	退学率(%) $B/A \times 100$	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0	0.1 %
調査対象学校数(校) c	181	179	179	179	179	0 校	
1校当たり平均退学者数(人) $B/c$	6.8	6.2	6.9	6.3	7.2	0.9 人	

生徒数：各年4月1日現在

2 定時制

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	対前年度増 減 (30年度 - 29年度)	単位
生徒数 D	13,507	12,913	12,590	12,388	11,512	876 人	
退学者数 E	1,524	1,222	1,082	1,199	997	202 人	
退学率(%) $E/D \times 100$	11.3	9.5	8.6	9.7	8.7	1.0 %	
調査対象学校数(校) F	55	55	55	55	55	0 校	
1校当たり平均退学者数(人) $E/F$	27.7	22.2	19.7	21.8	18.1	3.7 人	

生徒数：各年4月1日現在



図5 - 1

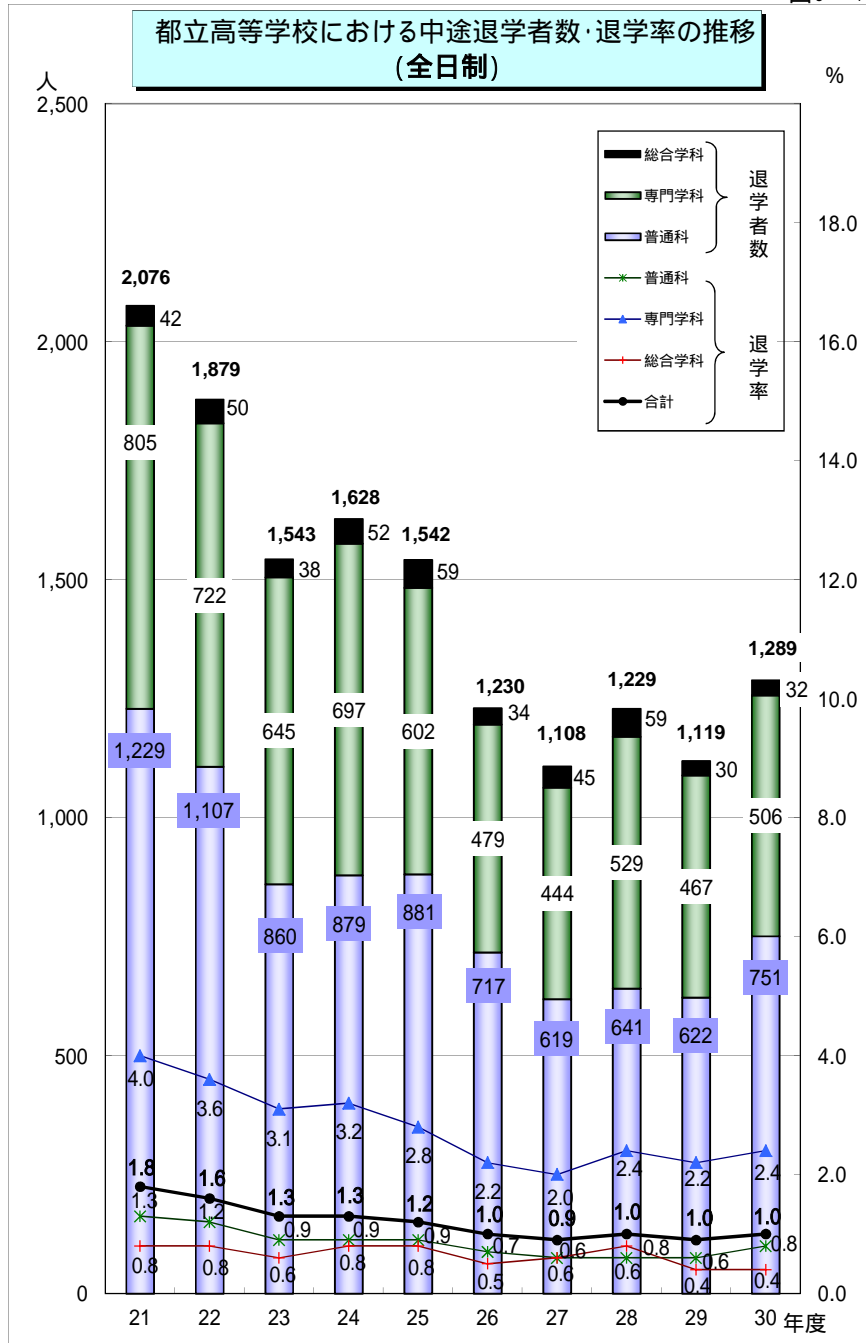
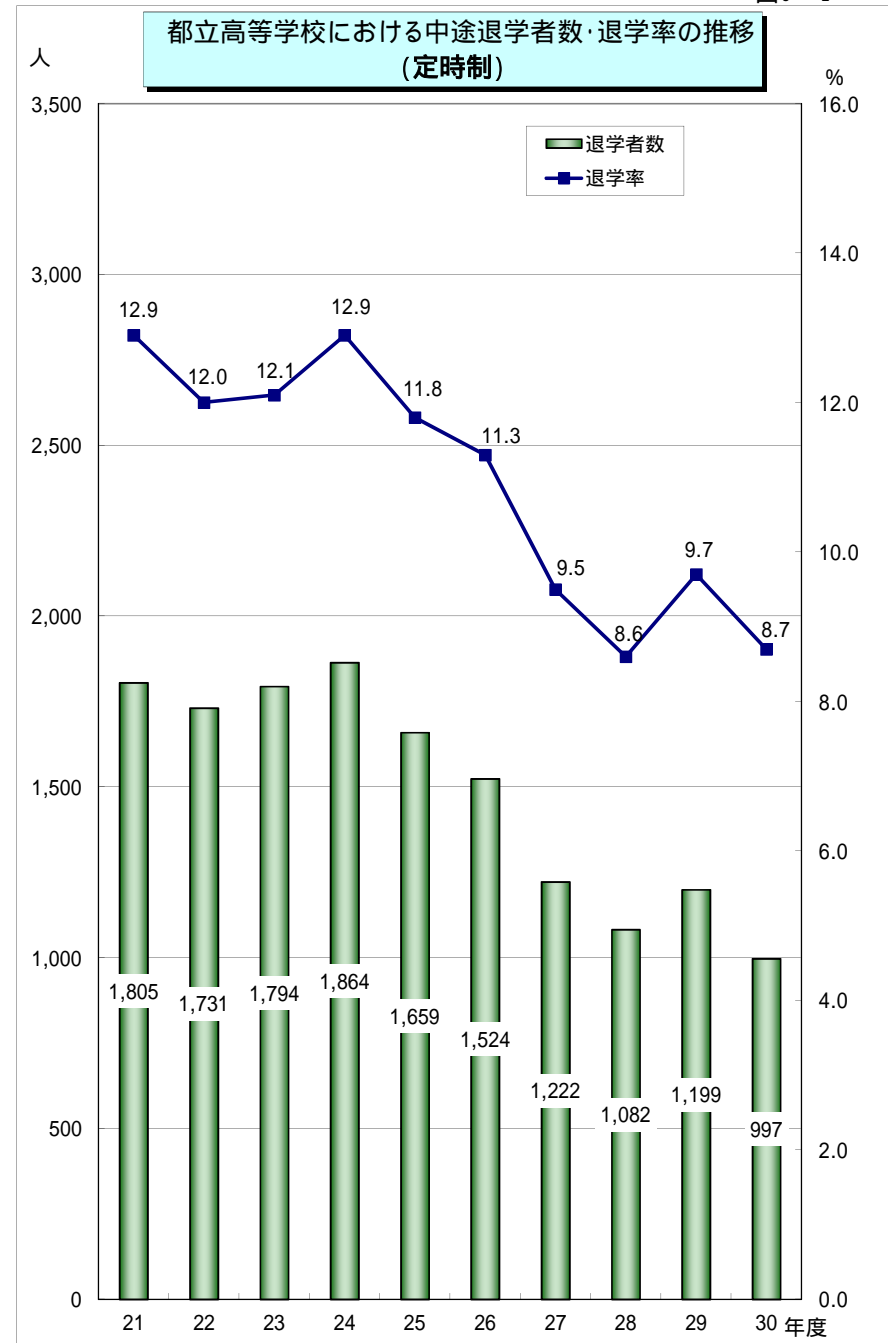


図5 - 2



平成30年度都立高等学校原級留置者の状況 (表5-5)

1 全日制

区分		普通科	専門学科	合計
1学年	生徒数	30,448	6,770	37,218
	原級留置者	125	28	153
	率(%)	0.4	0.4	0.4
2学年	生徒数	30,279	6,782	37,061
	原級留置者	97	19	116
	率(%)	0.3	0.3	0.3
3学年	生徒数	29,674	6,421	36,095
	原級留置者	10	2	12
	率(%)	0.0	0.0	0.0
計	生徒数	90,401	19,973	110,374
	原級留置者	232	49	281
	率(%)	0.3	0.2	0.3

2 定時制

1学年	生徒数	823
	原級留置者	56
	率(%)	6.8
2学年	生徒数	1,039
	原級留置者	35
	率(%)	3.4
3学年	生徒数	976
	原級留置者	18
	率(%)	1.8
4学年	生徒数	989
	原級留置者	48
	率(%)	4.9
計	生徒数	3,827
	原級留置者	157
	率(%)	4.1

単位制の高校を除く

生徒数:平成30年4月1日現在

都立高等学校原級留置者の推移(過去5年間) (表5-6)

1 全日制

年度	普通科			専門学科			合計		
	生徒数	原級留置者	率(%)	生徒数	原級留置者	率(%)	生徒数	原級留置者	率(%)
26年度	88,841	186	0.2	20,383	102	0.5	109,224	288	0.4
27年度	90,128	226	0.3	20,419	65	0.3	110,547	291	0.3
28年度	90,839	123	0.1	20,480	20	0.1	111,319	143	0.1
29年度	90,736	176	0.2	20,327	58	0.3	111,063	234	0.2
30年度	90,401	232	0.3	19,973	49	0.2	110,374	281	0.3

2 定時制

年度	生徒数	原級留置者	率(%)
26年度	5,799	221	3.8
27年度	5,247	151	2.9
28年度	4,826	130	2.7
29年度	4,485	135	3.0
30年度	3,827	157	4.1

## 第 章 小学校・中学校・高等学校における自殺の状況

### 1 資料

#### (1) 自殺に係る調査を実施した件数

校種	人数
小学校	0
中学校	11
高等学校	12

## 第 章 出席停止の措置の状況

### 1 資料

#### (1) 出席停止の措置が採られた小中学校数

区分	学校数
小学校	0
中学校	0